

第4期

天草市障がい者計画



令和5年3月

天草市

はじめに



天草市では、平成 30 年 3 月に「障がい者の自立と社会参画～安心して、いきいきと暮らせる地域をめざして～」を基本理念とする「第 3 期天草市障がい者計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

その中で、具体的な取組みの 1 つとして、どんなに希少な疾患であっても、どんなに重度な障がいであっても、自らが希望する場所で暮らし続けることができるように、暗所視支援眼鏡や人工呼吸器用ポータブル電源等の給付を市独自に開始しました。世の中にある設備や仕組みは、障がいのない人が暮らしやすいように設計されたものが多いのが現状です。各種政策を進めていく上でも、それは同様で、障がいのない人の暮らしに視点が向きがちです。しかし、その視点が社会的障壁を生み出す要因となる場合もあります。天草市では、これまで社会的障壁の除去を目指し、小さな声にも耳を傾け施策を展開してまいりました。

この間、国においては、「障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり」や「社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応」「持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現」を基本的な考え方とする障害者総合支援法や児童福祉法の改正、合理的配慮の提供を民間事業主にも義務付ける障害者差別解消法の改正、そのほかにも障がい者の社会参加やアクセシビリティの向上等を目的とした法律等の制定により、様々な取組みが進められてきました。

このような背景及びこれまでの本市の取組みを踏まえ、今回「障がい者自身が、自ら生き方を選択し、住み慣れた地域とともに支え合いながら、自己実現できる地域共生社会」を基本理念とした「第 4 期天草市障がい者計画」を、令和 5 年度からの 7 か年計画として策定しました。

この計画の目標を達成するため、上位計画であり「やさしさと安心のまち」をめざす天草市地域福祉計画と軌を一にし、これまで同様に小さな声にも耳を傾け、先述した基本理念に基づく地域づくりを進めてまいりますので、市民の皆様をはじめ関係各位のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご審議いただいた天草市地域福祉計画等策定審議会の皆様をはじめ、各関係機関の皆様、アンケート調査など貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

天草市長 馬場 昭治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の位置づけ	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
第2節 計画の期間	4
第3節 計画の策定体制	5
1. 行政内部における策定体制	5
2. 計画策定審議会の開催	5
3. パブリックコメントの実施	5
第2章 天草市の障がい者を取り巻く現状	6
第1節 障がい者の状況	6
1. 人口と障がい者数	6
2. 保育・教育の状況	12
3. 就労の状況	16
4. 医療に関するサービスの状況	21
5. 障がい福祉サービス等の状況	25
6. 障がい福祉団体の活動状況	32
7. 余暇活動の状況	34

第2節 第3期計画の施策評価.....	35
目標1 障がい福祉制度の利用促進.....	35
目標2 生活環境の充実.....	40
目標3 働く環境の充実.....	42
目標4 とともに支え合う地域づくり.....	44
第3章 今後の施策.....	45
第1節 計画の基本理念と施策の体系.....	45
1. 計画の基本理念.....	45
2. 施策の体系.....	46
3. 重点施策.....	47
第2節 各種施策の具体的な取組み.....	63
1. 日々の暮らしの基盤づくり.....	63
2. 障がい者に対する理解を深めるための基盤づくり.....	69
3. 社会参加に向けた基盤づくり.....	71
第4章 計画の推進体制.....	73
1. 計画の周知.....	73
2. 計画の推進.....	73
3. 計画の進捗管理.....	73

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画の位置づけ

1. 計画策定の背景

障がい者施策は、平成 15 年の支援費制度及び平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、「保護等を中心とした仕組み」から、「障がい者のニーズと適正に応じた自立支援を通して地域での生活を促進する仕組み」へと転換が図られました。さらに、平成 18 年に障害者権利条約が国連総会において採択されたのを機に、「障がい者の尊厳と権利の保障」について見直され、障害者基本法をはじめとする国内法の改正が行われました。

平成 23 年に改正された障害者基本法においては、障がいは個人ではなく社会にあるといった視点から、社会的障壁の除去に取り組むこと、さらに、すべての障がい者が、「社会のすべての場面に参加できるようにすること」、「どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること」、「手話などの言葉や必要なコミュニケーションの方法を選ぶことができるようにすること、情報を手に入れたり使ったりする方法を選べるようにすること」など、いわゆる共生社会の実現が目的として明記されています。

上記のような制度改正の中で、障がい者自身が選択し、事業所との契約によってサービスを利用するという基本的な障がい福祉サービス等のハード面での提供体制は、本市においても整ってきました。今後、本市で充実が必要なのは、ソフト面での体制整備です。障害者基本法の根幹には障がい者の権利擁護という視点があります。また、障がい者にとっての自立は「他の援助を受けずに自分の力で身を立てることではなく、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」という考え方があります。これらの考えに基づき、形式上ではなく、本当の意味で障がい者本人の意思決定を支えていけるような人材の育成や体制整備が重要です。また、地域にある様々な関係機関のネットワークをつなぎ合わせていくこと、そのことで地域の支援力を上げ、個々の支援機関のみでは成しえない、地域課題の解決等を図っていくことが、今期計画で本市がめざすところです。

本市では、「天草市障がい者計画」として、平成 18 年度に第 1 期計画（平成 19 年度～平成 23 年度）、平成 23 年度に第 2 期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）、平成 29 年度に第 3 期計画（平成 30 年度～令和 4 年度）を策定し、上記のような障がい者の自立及び社会参加の支援等に取り組んできましたが、令和 4 年度をもって、第 3 期計画の計画期間が終了することから、第 4 期計画の策定を行うものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 障害者基本法に基づく計画

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」で、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、本市における障がい者の状況等を踏まえ策定します。

【参考】障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）（抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

(2) 障がい福祉計画と障がい児福祉計画との関係

障害者基本法に基づく本計画は、「障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であって、障がい者に関する施策分野全般にわたる計画です。

それに対し、障がい福祉計画や障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、3 年を 1 期とした「障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する実施計画」です。

障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画が一体となって障がい者のための施策を推進していきます。

【参考】障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

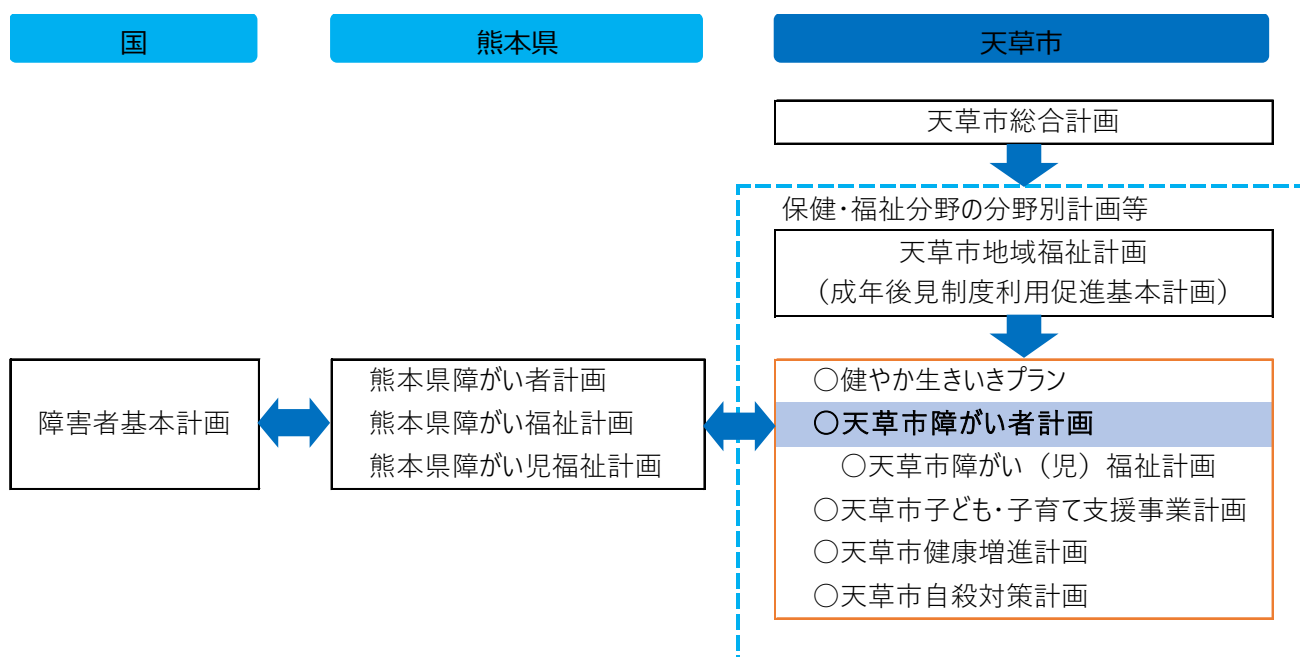
第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

【参考】児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

（３）他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「天草市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び保健・医療・福祉部門を統括する「天草市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）」を上位計画とし、「健やか生きいきプラン（天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画）」等の各分野別計画との整合性を図りながら、障がい福祉に関する分野別計画として策定します。



第 2 節 計画の期間

本計画の計画期間は、総合計画と同様に、令和 5 年度から令和 11 年度までの 7 年間とします。

【天草市の関連計画】

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
総合計画								
	第 2 次	第 3 次（基本構想）						
		（前期基本計画）			（後期基本計画）			
地域福祉計画 （成年後見制度利用促進基本計画を含む）								
	第 3 期	第 4 期			第 5 期			
障がい者計画								
	第 3 期	第 4 期						
障がい福祉計画 障がい児福祉計画								
	第 6 期(第 2 期)	第 7 期（第 3 期）			第 8 期（第 4 期）			

【国・県の関連計画】

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本計画								
	第 4 次	第 5 次					第 6 次	
熊本県障がい者計画								
		第 6 期				第 7 期		
天草市障がい者計画								
	第 3 期	第 4 期						

第 3 節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画策定時に市民や障がい福祉サービス事業所を対象として実施したアンケート調査及び障がい福祉団体に対して実施したヒアリング調査の結果を踏まえて策定します。

1. 行政内部における策定体制

総合的・効果的に施策を実施するため、健康福祉政策課、健康増進課、子育て支援課、高齢者支援課及び福祉課並びにその他関係課と施策の調整や検討を行います。

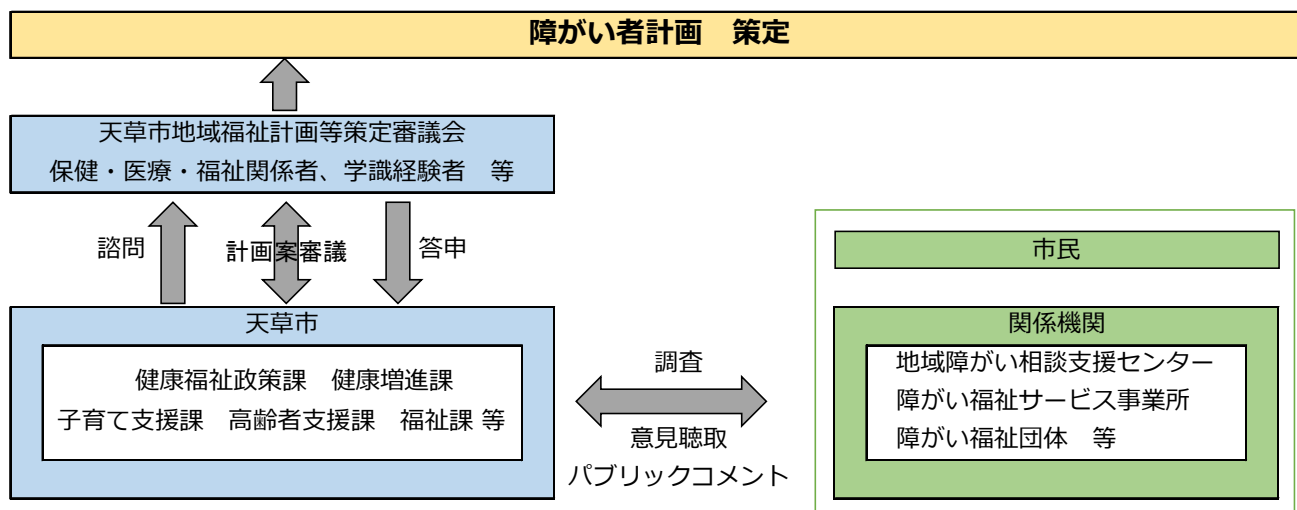
2. 計画策定審議会の開催

市町村障がい者計画の策定または見直しに当たっては、障害者基本法第 11 条第 6 項において、条例で定める審議会を設置している場合にあってはその意見を聴かなければならないとされています。

よって、本市では、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び住民の代表からなる「天草市地域福祉計画等策定審議会」において、本計画について審議し、関係者の意見や地域の実情等を踏まえた計画となるよう努めます。

3. パブリックコメントの実施

天草市地域福祉計画等策定審議会において、審議・検討を経た「本計画（案）」を公表し、広く市民等に意見を募集します。



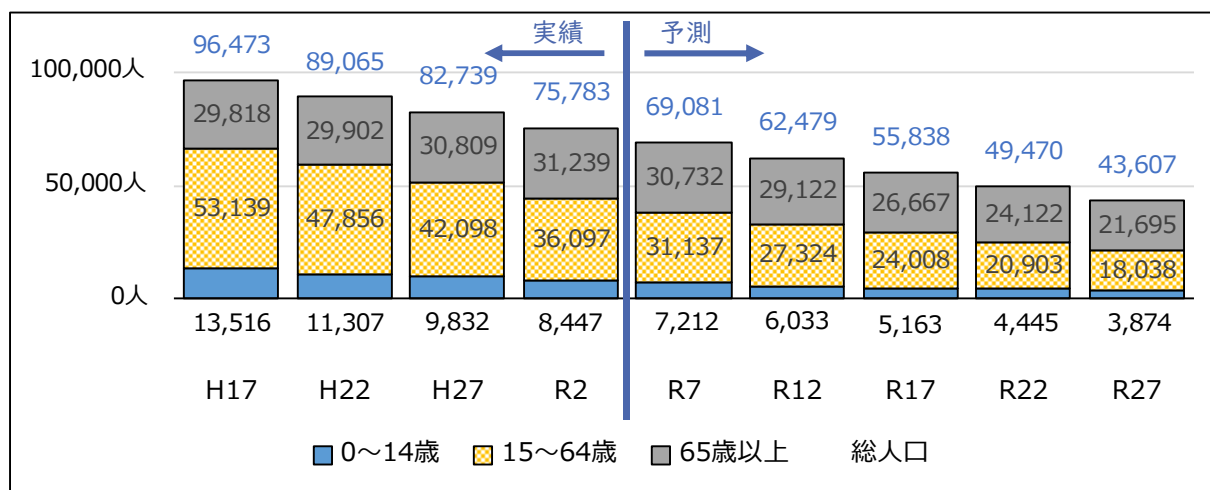
第 2 章 天草市の障がい者を取り巻く現状

第 1 節 障がい者の状況

1. 人口と障がい者数

(1) 人口

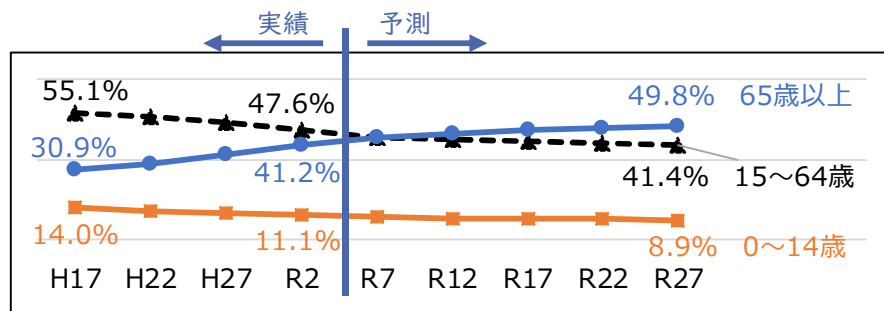
平成 17 年度の国勢調査時には 96,473 人であった、本市の総人口は、令和 2 年度には 75,783 人と、15 年間で 20,690 人減少しています。令和 27 年度の本市の総人口は、43,607 人と、合併当時の半数以下になることが予測されており、唯一増加していた 65 歳以上の人口も令和 2 年度以降は減少すると予測されています（図 1）。



データソース：国勢調査

図 1 総人口及び年齢（3 区分）別人口の推移¹

平成 17 年度 30.9%であった高齢化率は、令和 2 年度には 41.2%、令和 27 年度には 49.8%となり、約 2 人に 1 人が高齢者になると予測されています（図 2）。



データソース：国勢調査

図 2 年齢（3 区分）別構成割合の推移¹

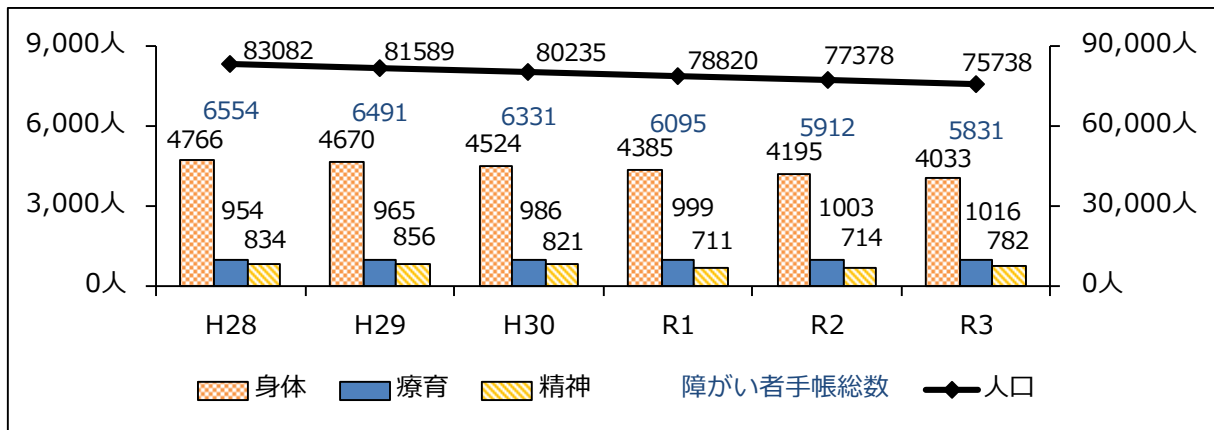
1 図 1・2 の値は、平成 17 から令和 2 年度までは、国勢調査に基づく値。令和 7 年以降は、平成 27 から令和 2 年国勢調査の 5 年間の推移を基に天草市(政策企画課)でコーホート変化率を用いて独自に算出。

(2) 障がい児者数

ア 障がい者手帳所持者

(ア) 市全体

本市の令和 3 年度末の障がい者手帳所持者数は 5, 831 人です。療育手帳所持者は増加していますが、最も所持者数の多い身体障がい者手帳所持者数の減少を受け、障がい者手帳所持者全体としては、この 6 年間で約 1 割減少しています（図 3）。

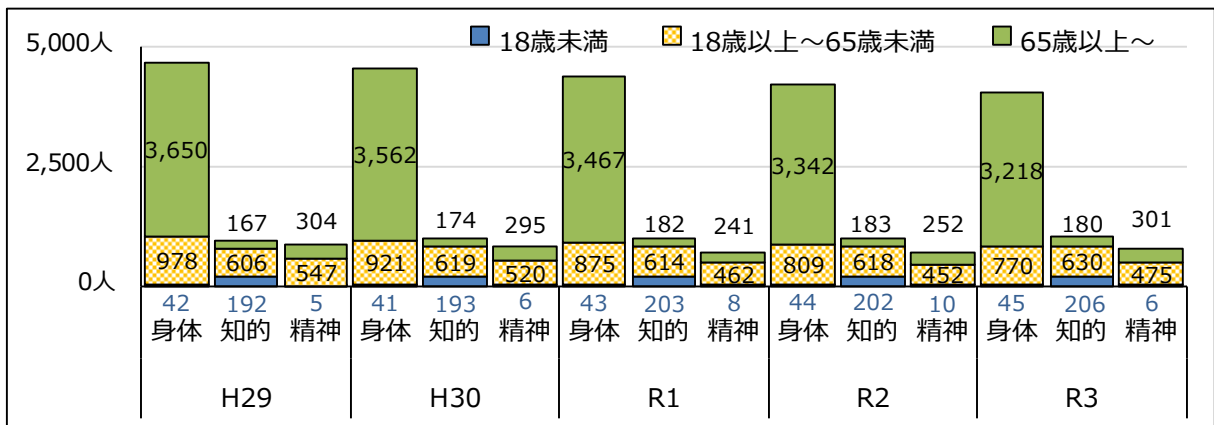


データソース：人口は、住民基本台帳

障がい者手帳所持者数は、総合福祉WEL+（各年度3月31日現在）

図 3 人口と障がい者手帳所持者数の推移

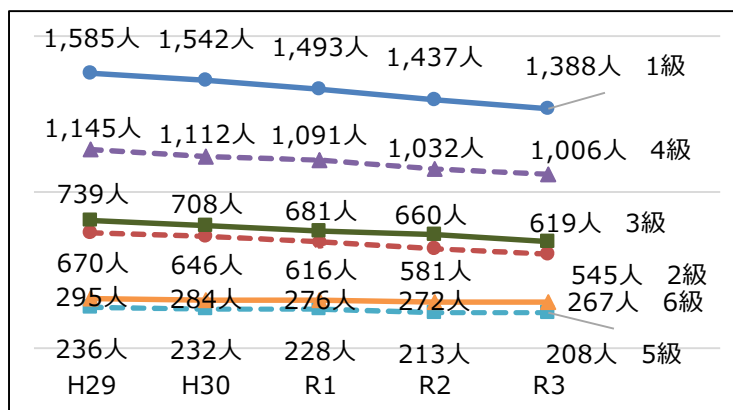
人口に占める障がい者手帳所持者の割合は 7. 7%（令和 3 年度末現在）で、国の 7. 6%（令和 3 年度障がい者白書参照）を上回っている状況です。また、障がい者手帳所持者 5, 831 人（令和 3 年度末）のうち、3, 699 人（63. 4%）が 65 歳以上の高齢者です。



データソース：総合福祉WEL+（各年度3月31日現在）

図 4 年齢別障がい者手帳所持者数の推移

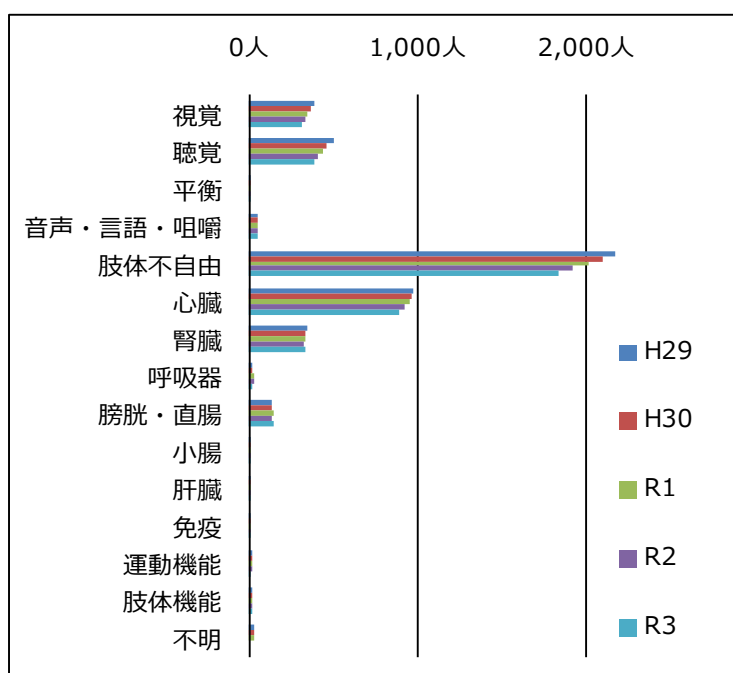
身体障がい者手帳所持者を等級別にみると、1 級所持者が最も多く、次いで 4 級所持者の順になっています。いずれの等級においても年々減少しています。



データソース：総合福祉WEL+ (各年度3月31日現在)

図 5 身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移

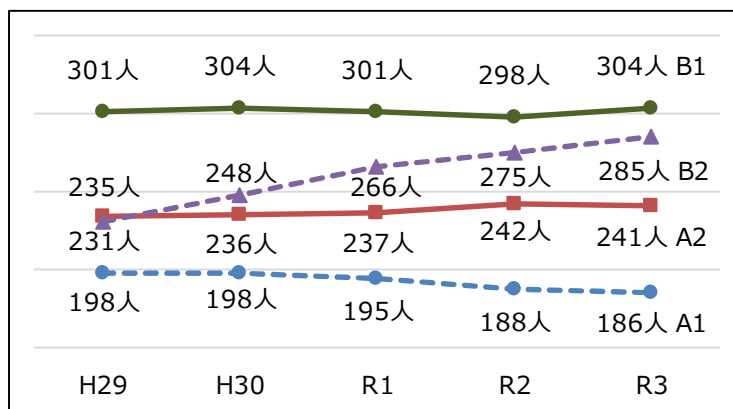
身体障がい者手帳所持者を障がい種別でみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「心臓機能障がい」、「聴覚障がい」、「視覚障がい」の順になっています。「肢体不自由」、「心臓機能障がい」、「聴覚障がい」、「視覚障がい」は減少傾向にあります。が、「腎臓機能障がい」や「膀胱・直腸機能障がい」は横ばいの状況です。



データソース：総合福祉WEL+ (各年度3月31日現在)

図 6 身体障がい者手帳所持者数（主たる障がい種別）の推移

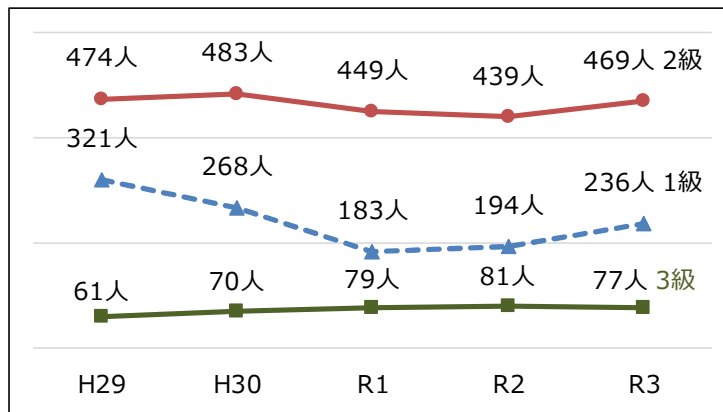
療育手帳所持者数を等級別にみると、B1 所持者が最も多く、次いで B2 所持者の順になっています。B2 所持者については、年々増加しています。



データソース：総合福祉WEL+ (各年度3月31日現在)

図 7 療育手帳所持者数（等級別）の推移

精神障がい者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2 級所持者が最も多く、次いで 1 級所持者の順になっています。1 級所持者は一旦減少しましたが、再度増加傾向を示しています。

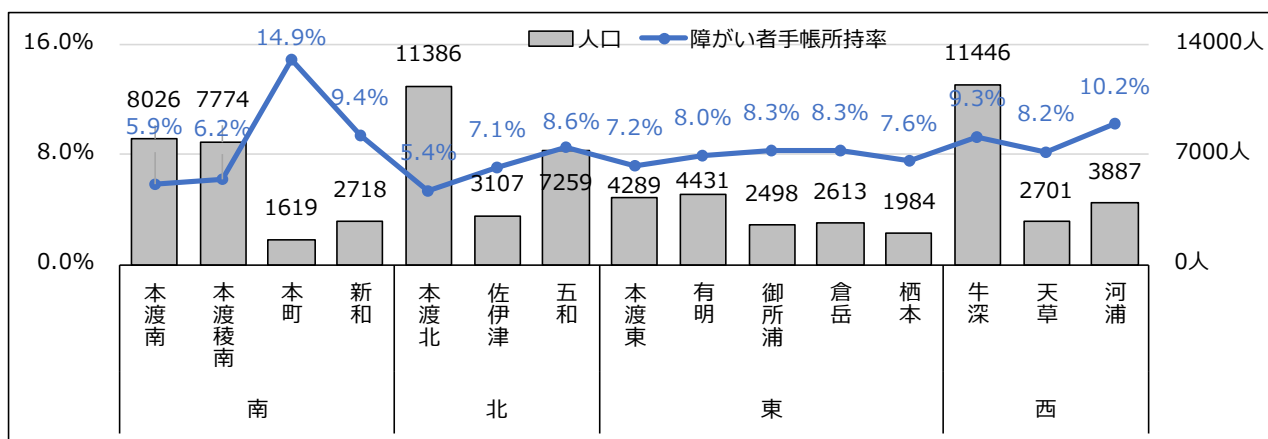


データソース：総合福祉WEL+ (各年度3月31日現在)

図 8 精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

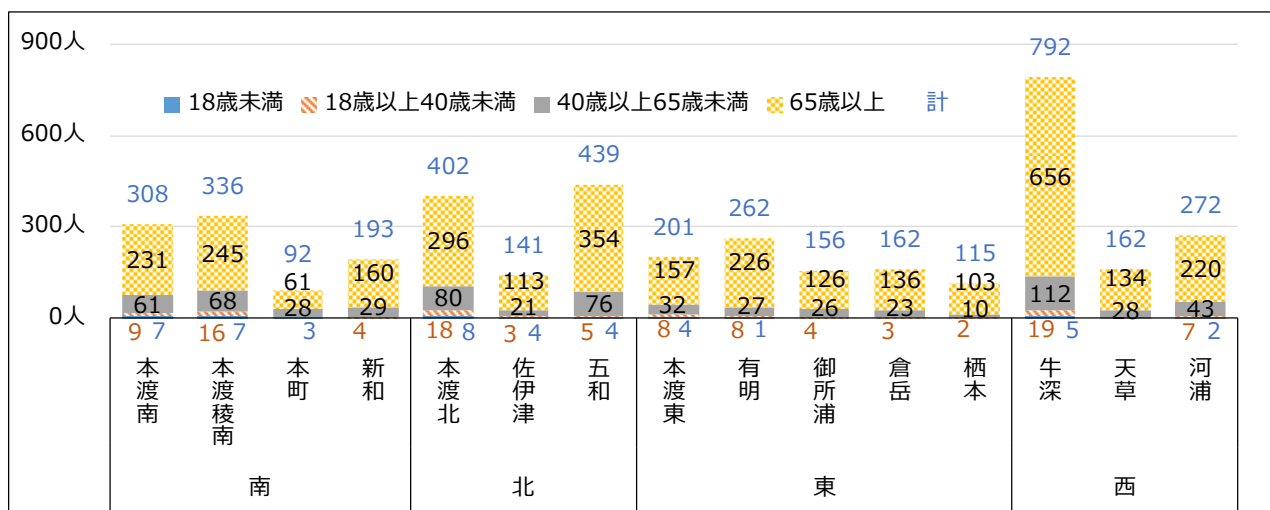
（イ）地区別

地区別の障がい者手帳所持率をみると、入所施設が多い本町地区が最も高く 14.9%です。次いで河浦地区（10.2%）、新和地区（9.4%）、牛深地区（9.3%）の順になっています（図 9）。



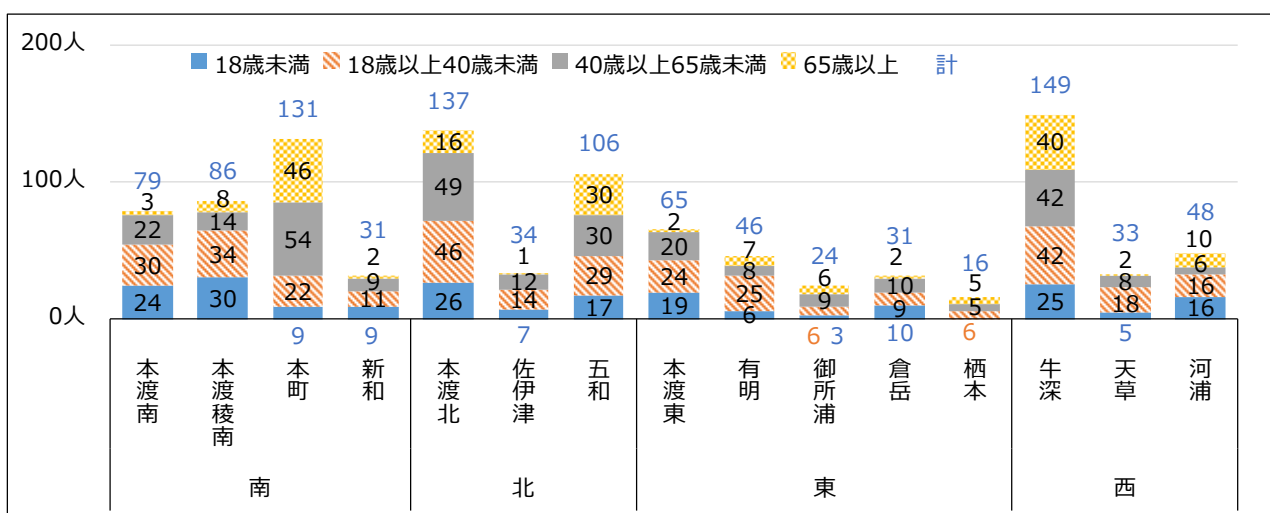
データソース：人口は住民基本台帳。障がい者手帳所持者数は総合福祉WEL+（令和4年3月31日現在）

図 9 人口と地区別障がい者手帳所持率



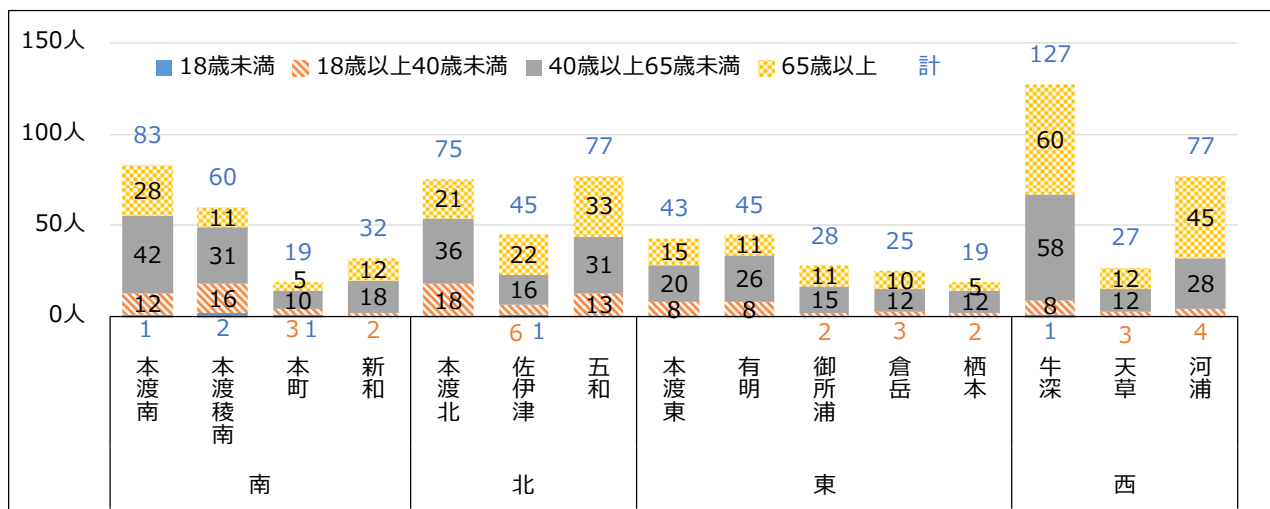
データソース:総合福祉WEL+ (令和4年3月31日現在)

図 10 地区別身体障がい者手帳所持者数



データソース:総合福祉WEL+ (令和4年3月31日現在)

図 11 地区別療育手帳所持者数



データソース:総合福祉WEL+ (令和4年3月31日現在)

図 12 地区別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

イ 医療的ケア児

近年、医療技術の進歩等を背景として、気管切開をしたり、人工呼吸器を使用する子どもが全国的に増加しています。令和 3 年 9 月、医療的ケア児支援法が施行され、同法において、医療的ケア児とは、「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18 歳以上の高校生等を含む。）」と定義されています。

令和 3 年 2 月に本市で実施した「天草市医療的ケア児（18 歳未満）とその家族の実態調査」及び令和 3 年 5 月に実施された「学校における医療的ケアの実態に関する調査」によると、下表のような医療的ケアが必要な児（18 歳未満）は、未就学児 2 人、小学生 2 人、中学生 1 人の計 5 人でした。

医療的ケア児（18 歳未満）の状況

	実人員	人工 呼吸器	酸素療法	経管栄養	人工肛門 の処置	喀痰吸引
医療的ケア児	5 人	1 人	3 人	4 人	2 人	2 人

データソース：「天草市医療的ケア児（18 歳未満）とその家族の実態調査（令和 3 年 2 月実施）」及び
「学校における医療的ケアの実態に関する調査（令和 3 年 5 月実施）」

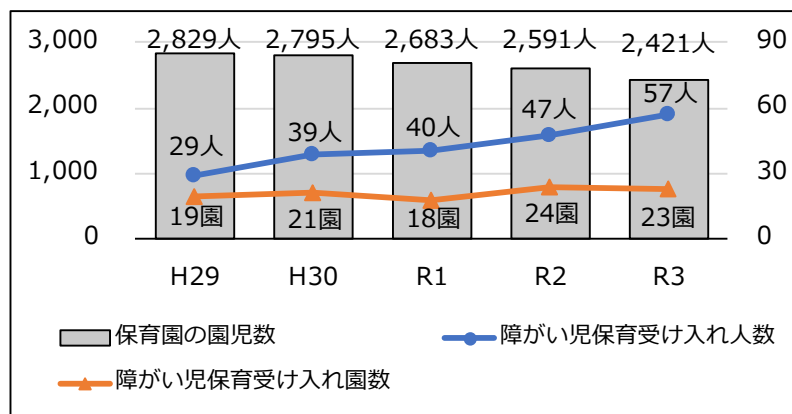
2. 保育・教育の状況

(1) 未就学児の状況

ア 障がい児保育

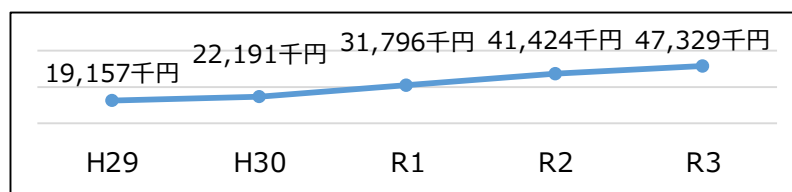
本市では、障がい児保育事業として、保育士の加配に必要な経費を保育園に補助することで、保育園での障がい児の受け入れ体制を整えてきました。

保育園児全体の人数は、この5年間で約1割減少していますが、障がい児保育の対象となる園児数は2.0倍、補助額は2.5倍に増加し、保育園での障がい児の受け入れは進んでいます（図13、図14）。



データソース：子育て支援課より情報提供（広域入所・幼稚園を除く）

図13 保育園の園児数と障がい児保育受け入れ人数と受け入れ園数の推移

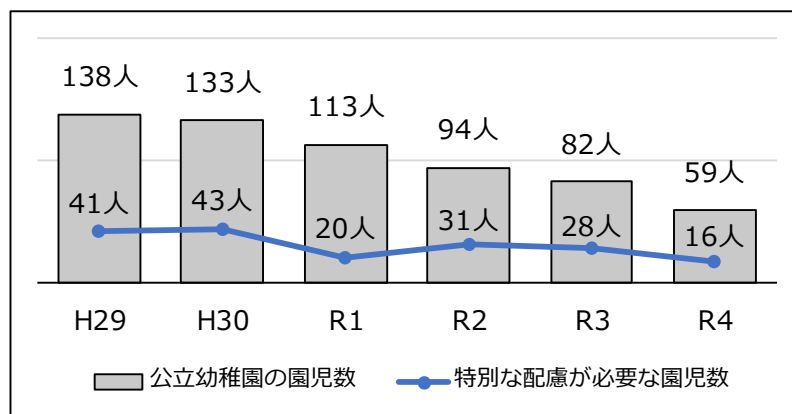


データソース：子育て支援課より情報提供（広域入所・幼稚園を含む）

図14 障がい児保育の補助額の推移

イ 幼稚園

本市の公立幼稚園の園児数は、この6年間で約57%減少しています。そのような中でも、特別な配慮が必要な園児を積極的に受け入れ（令和4年5月1日現在、全園児の27.1%）、手厚い支援が実施されています。



データソース：学校教育課より情報提供

図15 公立幼稚園の園児数等の推移

(2) 就学児の状況

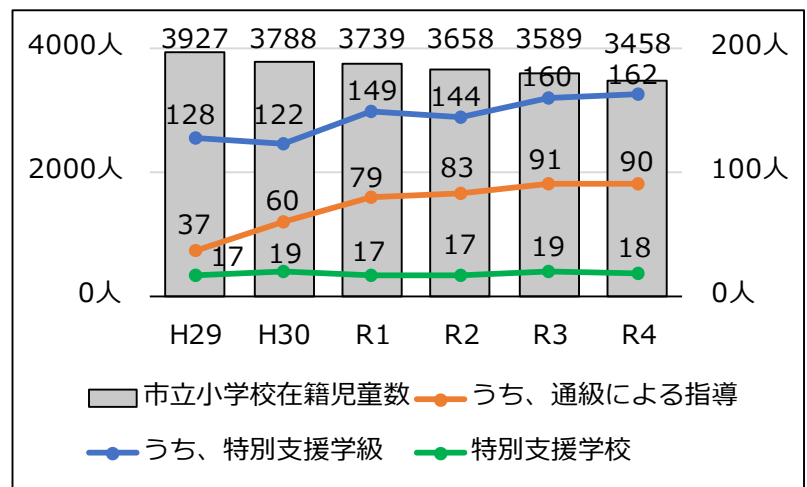
学校では、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、通常の学級以外にも、小・中学校での通級による指導や特別支援学級、さらには特別支援学校といった多様な学びの場があります。重度心身障がい児を対象としている特別支援学校では、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教師を家庭等に派遣する訪問教育も行われています。また、高等学校でも通級による指導が開始され、本市でも実施されています。

ア 義務教育

市立の小中学校に在籍する児童生徒数も、この6年間で約1割減少しています。一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加しており、特に特別支援学級（1.3倍）や通級による指導（2.1倍）の増加が顕著です（図16、図17）。

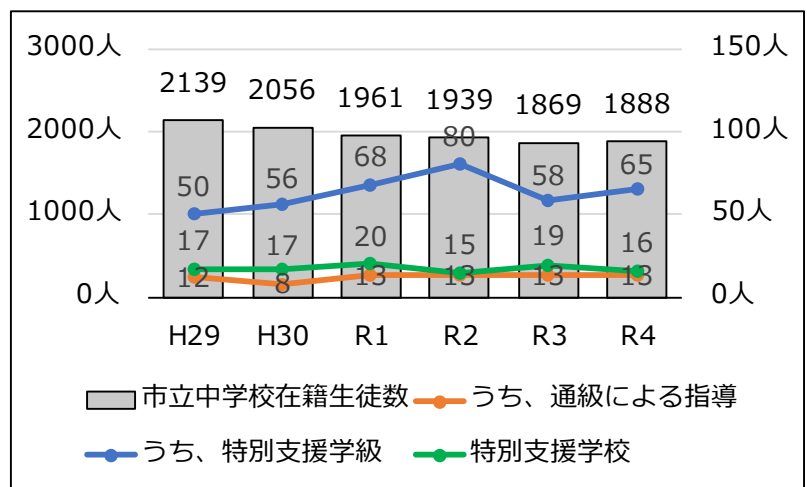
令和4年5月1日現在、義務教育段階の全児童生徒数に占める割合は、通級による指導を受ける児童生徒は103人、1.9%（令和3年度学校基本調査全国値（以下「全国値」という。）1.4%）です。特別支援学級に在籍する児童生徒は227人、4.2%（全国値3.4%）、特別支援学校に在籍する児童生徒は34人、0.6%（全国値0.8%）となっています。

つまり、義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒は合計で364人、6.8%（全国値5.6%）になります。



データソース：学校教育課より情報提供（各年度5月1日現在）

図16 小学校の児童数の推移



データソース：学校教育課より情報提供（各年度5月1日現在）

図17 中学校の生徒数の推移

通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校に在籍している児童生徒数を、障がい種別でみると、通級による指導では「学習障がい・注意欠陥多動性障がい」が、特別支援学級や特別支援学校では、「知的障がい」が最も多くなっています。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移をみると、この6年間で、発達障がい（学習障がい、注意欠陥多動性障がい、情緒障がい）の児童生徒数は2.1倍（平成29年度49人、令和4年度102人）となっています。また、特別支援学級に在籍している児童生徒数の推移をみると、知的障がいの児童生徒数が1.3倍（平成29年度95人、令和4年度123人）、発達障がい（自閉症、情緒障がい）の児童生徒数が1.4倍（平成29年度68人、令和4年度94人）となっています。

従来、障がいとして認識されず支援につながってこなかった発達障がいの子どもたちが、関係者の尽力等により適切な支援へとつながってきています。

	障がい種別	年度	小学生	中学生
通級による指導	学習障がい 注意欠陥 多動性障がい	H29	37	12
		H30	54	8
		R1	70	13
		R2	75	13
		R3	83	13
		R4	85	13
	情緒障がい	H29		
		H30	5	
		R1	8	
		R2	6	
		R3	6	
		R4	4	
	言語障がい	H29		
		H30	1	
		R1	1	
		R2	2	
		R3	2	
		R4	1	
特別支援学級	知的障がい	H29	63	32
		H30	56	41
		R1	74	42
		R2	68	51
		R3	89	31
		R4	87	36
	自閉症 情緒障がい	H29	53	15
		H30	53	12
		R1	63	21
		R2	63	26
		R3	64	24
		R4	69	25
	肢体不自由	H29	7	
		H30	8	1
		R1	8	1
		R2	8	1
		R3	4	1
		R4	3	2
	病弱 身体虚弱	H29	2	1
		H30	2	1
		R1	2	3
		R2	3	2
		R3	2	1
		R4	2	
	弱視	H29		
		H30	1	
		R1	1	
		R2	1	
		R3		1
		R4		2
	難聴	H29	3	2
		H30	2	1
		R1	1	1
		R2	1	
		R3	1	
		R4	1	
特別支援学校	知的障がい	H29	14	15
		H30	15	15
		R1	14	16
		R2	16	10
		R3	15	15
		R4	15	14
	肢体不自由	H29	2	2
		H30	4	1
		R1	3	3
		R2	1	4
		R3	4	4
		R4	3	2
	聴覚障がい	H29	1	
		H30		1
		R1		1
		R2		1
		R3		
		R4		

データソース：学校教育課より情報提供（各年度5月1日現在）

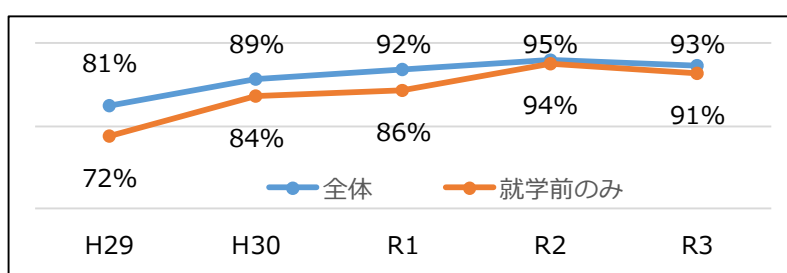
図 18 特別支援教育を受ける児童生徒数（障がい種別）の推移

イ 移行支援

幼稚園、小中学校及び高等学校における特別支援教育については、学習指導要領等において、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど、個々の児童生徒等の障がいの状態に応じた指導の工夫を計画的・組織的に行うこととされています。

本市では、特別支援教育総合推進事業を実施し、幼稚園、小中学校及び高等学校だけでなく保育園においても個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進め、個々の子どもたちの障がいの状態に応じた指導の工夫、ライフステージのスムーズな移行を、計画的・組織的に行う体制が整備されています。

令和3年度の実績では、93%の園・学校で個別の教育支援計画に基づく個別の指導計画が作成されており、園や学校間での縦の連携は強化されてきています。



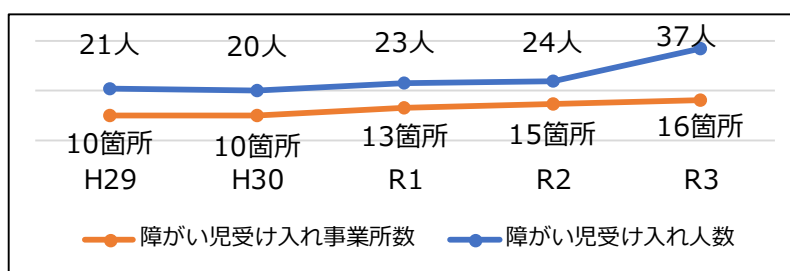
データソース：学校教育課より情報提供

図 19 幼保小中高等学校での個別の教育支援計画に基づく
個別の指導計画の作成率

ウ 放課後児童クラブでの障がい児の受入

共働き家庭などの小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においても、障がい児の受け入れを推進するため、専門的知識等を有する職員を配置するために必要な経費を補助しています。

障がい児の受け入れを行っている放課後児童クラブは、年々、着実に増加しており、令和3年度は、全20箇所のうち約80%に当たる16箇所において、37人を受け入れています。



データソース：子育て支援課より情報提供

図 20 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ人数及び
実施事業所数の推移

このように、未就学児、就学児ともに、すべての子どもを対象とする事業の中で、障がい児の受け入れは、着実に進んできています。

3. 就労の状況

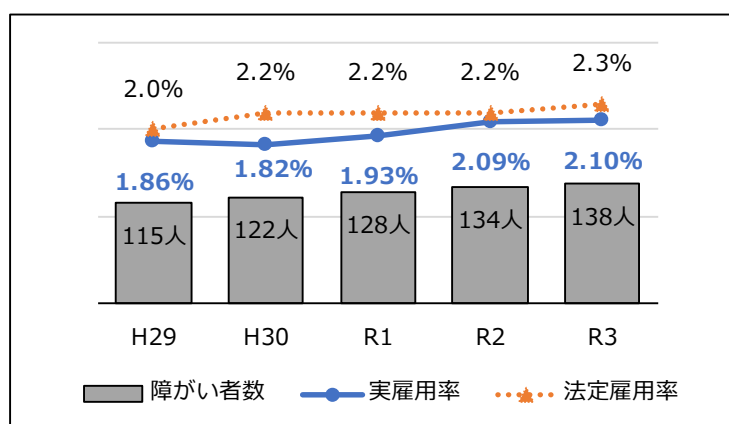
(1) 一般就労

障がい者の一般就労については、障害者雇用促進法に基づき体制整備が進められています。

障害者雇用促進法では、障がい者雇用率制度として、民間企業等に対し、法定雇用率以上の障がい者の雇用を義務づけ、障がい者雇用の場の拡大を図っています。令和4年6月1日現在の法定雇用率は、民間企業で2.3%、市町村等の公的機関で2.6%となっています。

ア 民間企業の雇用状況

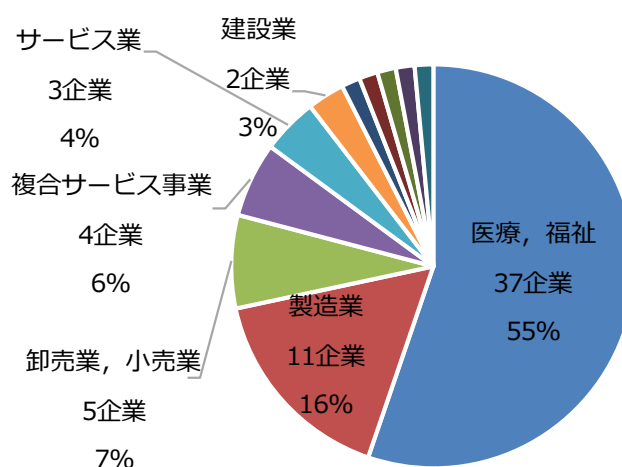
ハローワーク天草管内における令和3年6月1日現在の障がい者である雇用者の実数は138人で年々増加しています。また、民間企業の実雇用率は、2.10%で全体としては法定雇用率は達成していませんが、年々上昇しています。



データソース：ハローワークより情報提供（各年度6月1日現在）

図 21 ハローワーク天草管内の民間企業の障がい者雇用の状況

ハローワーク天草管内で法定雇用率達成の義務が課せられている企業は、令和3年6月1日現在、67企業あります。業種別では、「医療・福祉」関連の企業が37企業(55%)と最も多く、次いで、「製造業」が11企業(16%)となっています。67企業のうち、73.1%（熊本労働局令和3年障がい者雇用状況の集計結果56.5%）にあたる49企業が法定雇用率を達成しており、民間企業における障がい者雇用も着実に進んでいます。



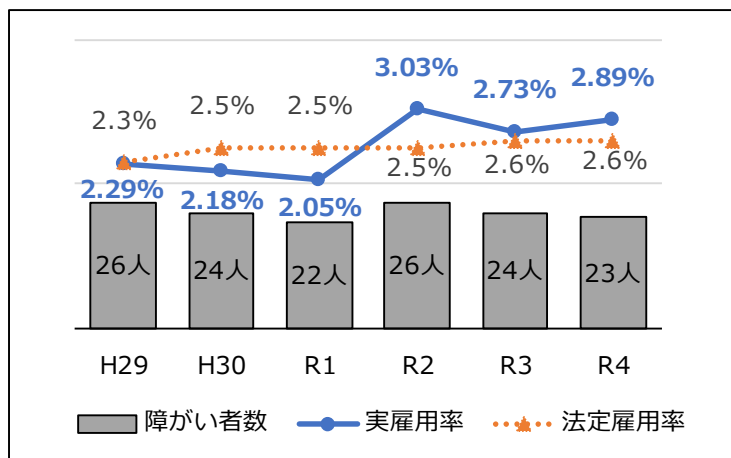
データソース：ハローワークより情報提供

図 22 法定雇用率達成義務のある企業の業種別割合（天草圏域）

イ 天草市役所の雇用状況

令和4年6月1日現在、天草市役所に勤務している障がい者数は23人（実雇用率2.89%）です。

天草市役所では、障害者活躍推進計画を作成・公表することで、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組みを推進しています。



データソース：総務課より情報提供（各年度6月1日現在）

図 23 天草市役所の障がい者雇用の状況

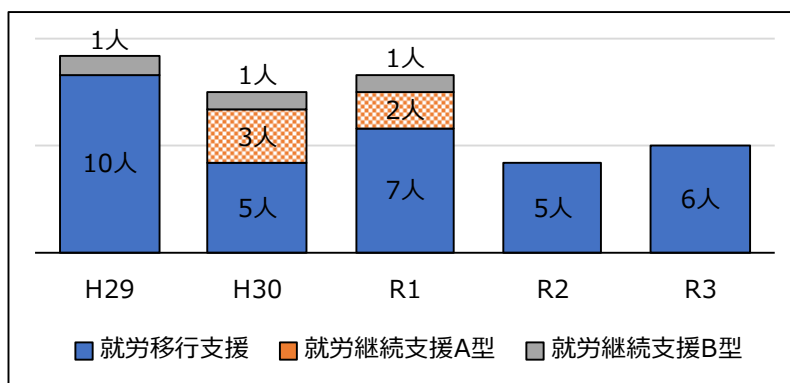
ウ 障がい者への就労支援

障害者雇用促進法では、一般就労を希望する人に対して、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターなどの機関を中心に、職業訓練や職業紹介、職場適応支援等の職業リハビリテーションを実施し、障がい特性に応じたきめ細かな支援がなされています。

また、障害者総合支援法においても、就労移行支援事業所を中心に一般就労を希望する人の支援が行われています。平成30年4月からは、一般就労を継続できるよう就労定着支援など新たなサービスが創設されています。

就労移行支援事業については、平成30年度以降、事業所数の減少とともに利用者数も減少しています（図41）。就労定着支援事業所は、令和4年4月1日現在、市内に1箇所のみで、利用者数も横這いです（図41）。

就労系障がい福祉サービスから一般就労へ移行している人は毎年10人前後でしたが、令和2年度は5人、令和3年度は6人と減少傾向を示しています（図24）。



データソース：各事業所からのヒアリング及びWAMNET

図 24 就労系障がい福祉サービスから一般就労への移行者数

（２）福祉的就労

ア 就労継続支援

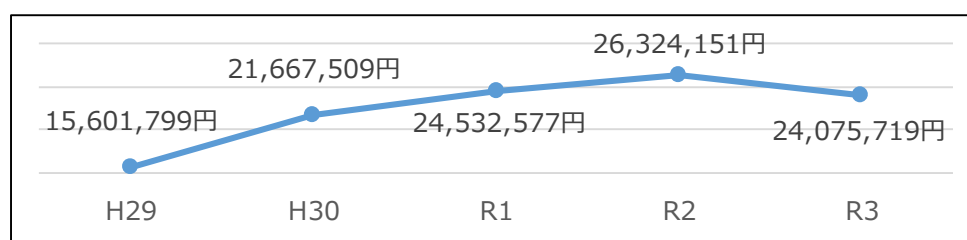
福祉的就労は、障害者総合支援法に基づき体制整備が進められており、一般就労が困難な人には、就労継続支援事業所等で働く場が提供されています。

就労継続支援 A 型事業所は、雇用契約に基づく就労の場で、利用者数及び事業所数ともに減少しています。一方、就労継続支援 B 型事業所は、雇用契約に基づかない就労の場で、利用者数は増加傾向にあります（図 41）。

イ 福祉施設等における工賃向上に向けた取組み

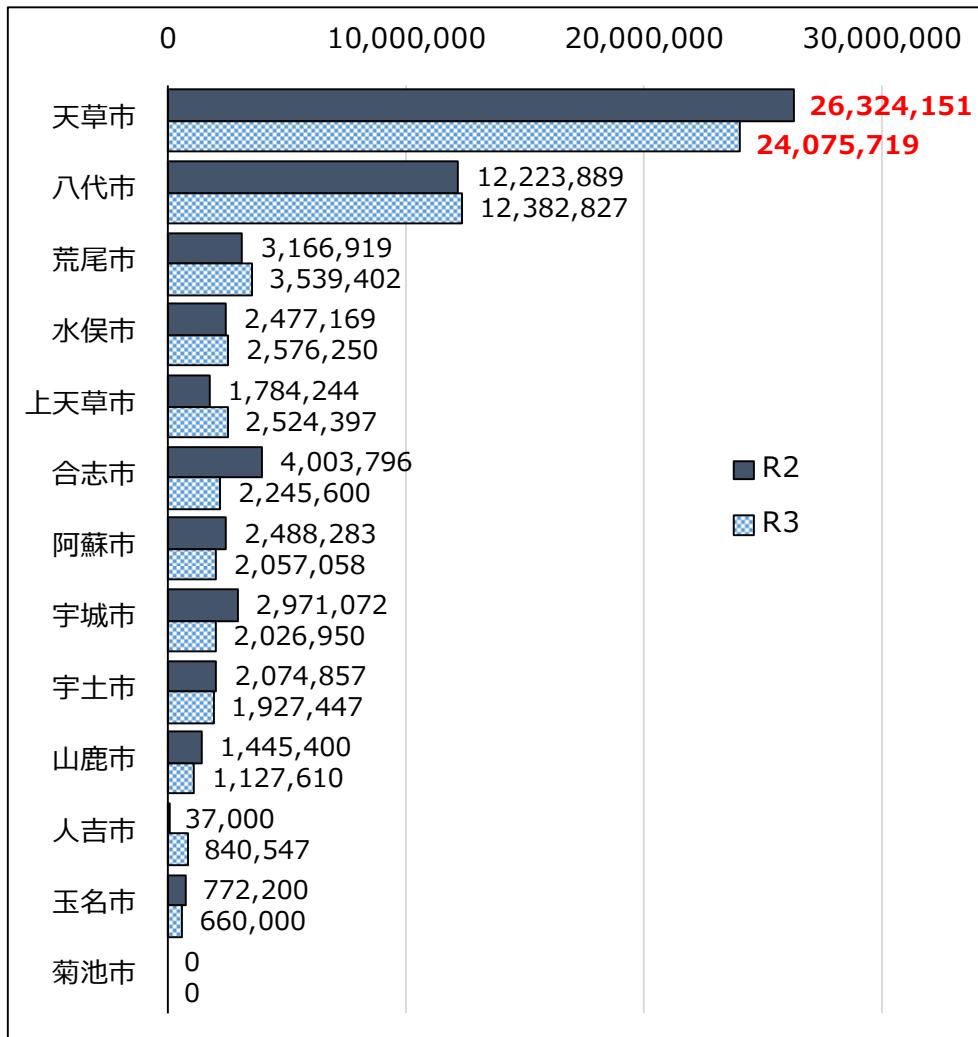
障がい者雇用を促進していくことも重要ですが、加えて、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組みも重要です。

平成 25 年に障害者優先調達推進法が施行され、市町村などの公的機関が物品やサービスを調達する際には、障がい者就労施設等から優先的に購入するよう、必要な措置を講じることとなりました。本市でも「天草市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を作成し、図 25、図 26 のように計画的な物品調達に取り組んでいます。



データソース：障がい者就労施設等への発注実績調査

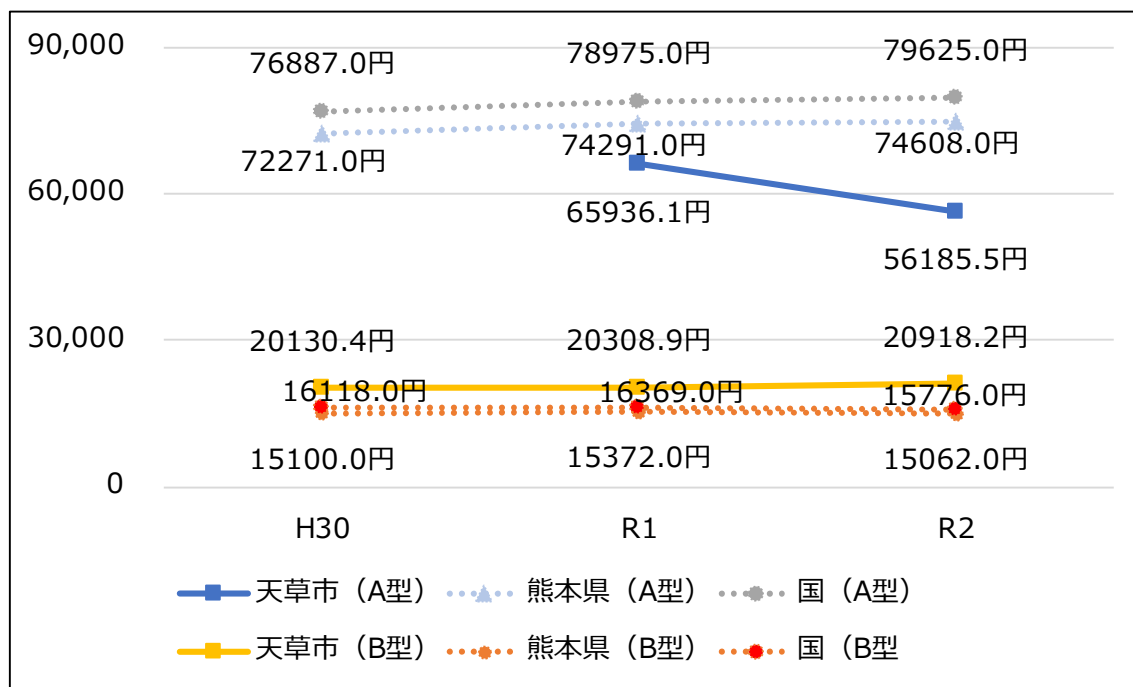
図 25 障がい者就労施設等からの物品調達実績の推移(天草市)



データソース：障がい者就労施設等からの物品等の調達実績（熊本県）

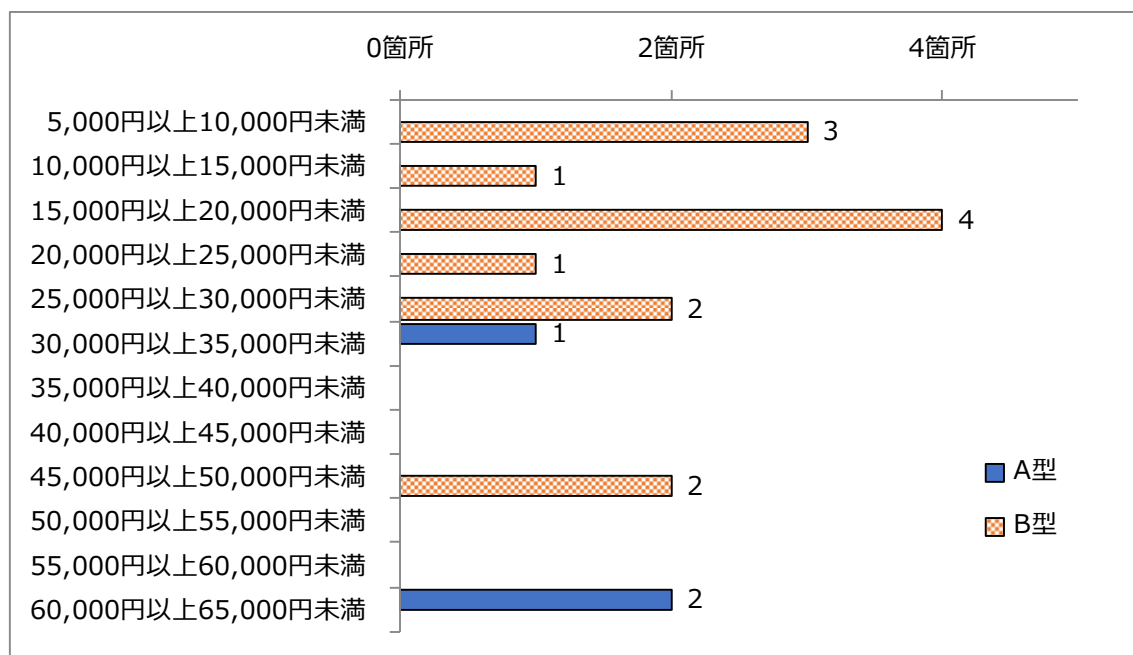
図 26 県内市（熊本市を除く）における優先調達推進に係る状況（熊本県）

本市の就労継続支援事業所の工賃（賃金）の実績をみると、就労継続支援 A 型事業所は、平均賃金（月額）が県平均を下回っていますが、就労継続支援 B 型事業所では、県平均を上回っています。



データソース：工賃の実績について（厚生労働省）及び熊本県工賃等の実績について（熊本県）
就労継続支援A型事業所の市町村ごとのデータについては令和元年度から公表

図 27 就労継続支援事業所の平均賃金（月額）の推移



データソース：熊本県工賃等の実績について（熊本県）

図 28 天草市の就労継続支援事業所の平均賃金（月額）の分布（令和 2 年度）

4. 医療に関するサービスの状況

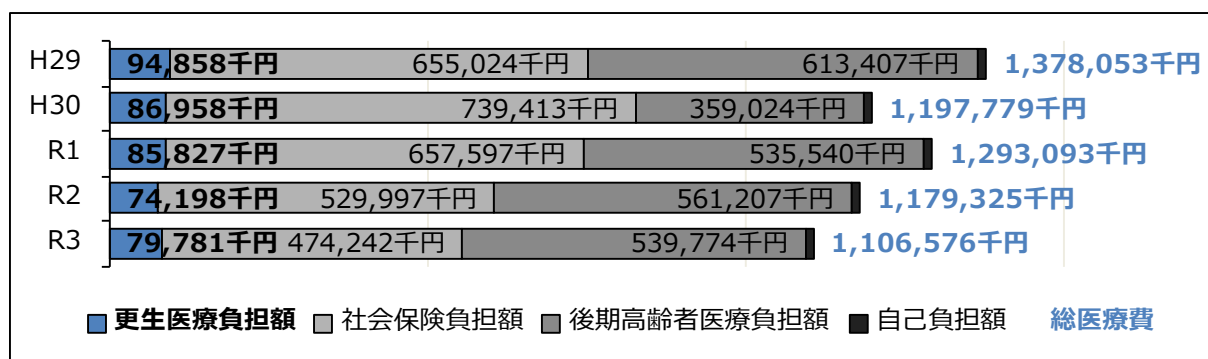
(1) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

ア 更生医療

更生医療は、身体障害者福祉法に基づき身体障がい者手帳の交付を受けた者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18 歳以上）が対象となります。

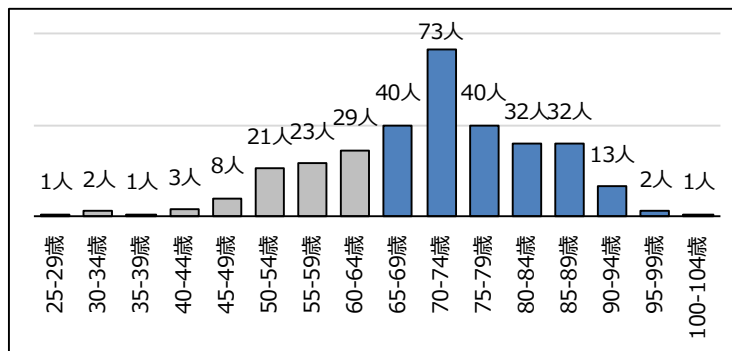
更生医療は、この 5 年間で約 15, 000 千円減少しています（図 29）。



データソース：福祉行政報告

図 29 更生医療費の推移

令和 4 年 3 月 31 日現在の更生医療受給者 321 人の年齢をみると、233 人(72.6%)が65歳以上の高齢者です(図 30)。



データソース：総合福祉WEL+(令和4年3月31日現在)

図 30 更生医療の受給者の年齢分布

更生医療の利用者数も年々減少しています。更生医療は、入院・入院外ともに腎臓機能障がいによる支出が最も多く、令和３年度の実績では、更生医療費の８７．８％が人工透析によるものです（図３１）。

種別	年度	入院		入院外	
		支払決定実人員 (人)	支払決定公費負担額合計 (円)	支払決定実人員 (人)	支払決定公費負担額合計 (円)
肢体不自由	H29	16	8,602,725	3	133,180
	H30	13	6,644,767	2	958
	R1	7	701,990	0	0
	R2	1	105,200	0	0
	R3	2	446,196	0	0
心臓機能障がい	H29	4	1,234,312	0	0
	H30	11	3,077,744	0	0
	R1	6	3,453,395	0	0
	R2	3	215,400	0	0
	R3	2	6,364,710	1	-272,090
腎臓機能障がい	H29	160	18,566,396	289	63,736,457
	H30	171	5,627,123	294	69,358,696
	R1	167	8,814,224	289	70,947,599
	R2	165	6,880,147	279	65,152,094
	R3	163	6,456,061	278	65,098,357
腎臓機能障がい ※人工透析(再掲)	H29	158	18,360,107	282	61,681,302
	H30	168	5,364,215	288	67,224,074
	R1	167	8,814,224	283	69,301,373
	R2	163	6,807,969	272	63,959,860
	R3	162	6,454,071	272	63,607,037
肝臓機能障がい	H29	3	306,733	6	1,517,471
	H30	2	317,128	5	1,292,816
	R1	1	78,893	5	1,200,578
	R2	2	306,393	5	876,504
	R3	2	131,420	5	925,877
免疫機能障がい	H29	0	0	2	761,133
	H30	0	0	2	630,366
	R1	0	0	2	629,846
	R2	0	0	2	662,011
	R3	1	82,957	2	547,196
合計	H29	183	28,710,166	300	66,148,241
	H30	197	15,666,762	304	71,290,778
	R1	181	13,048,502	296	72,778,023
	R2	171	7,507,140	286	66,690,609
	R3	170	13,481,344	286	66,299,340

データソース：福祉行政報告

図 31 更生医療の支払決定実人員及び支払決定公費負担額

イ 育成医療

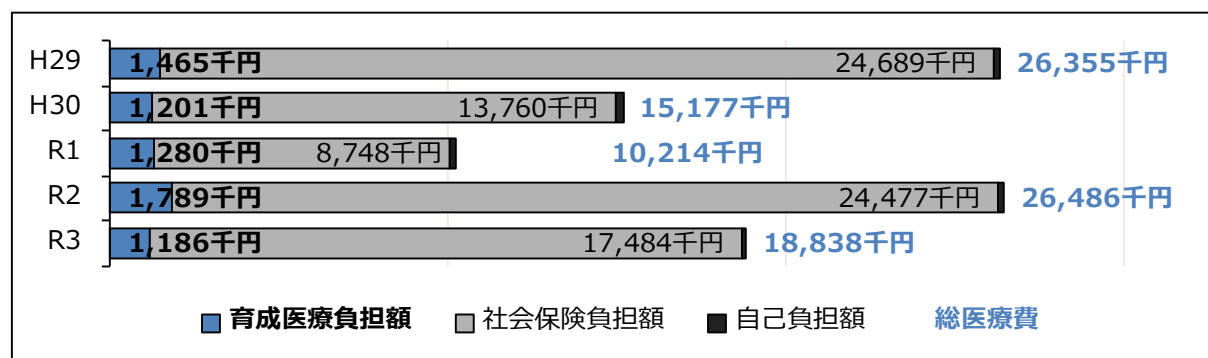
育成医療は、身体に障がいをもつ児で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）が対象となります。

種別	年度	入院		入院外	
		支払決定実人員 (人)	支払決定公費負担額合計 (円)	支払決定実人員 (人)	支払決定公費負担額合計 (円)
視覚障がい	H29	2	108,560	1	2,832
	H30	2	138,304	0	0
	R1	3	211,496	0	0
	R2	1	61,568	1	3,473
	R3	0	0	0	0
音声・言語 そしゃく 機能障がい	H29	2	170,052	14	149,661
	H30	5	453,406	10	201,519
	R1	2	180,253	10	65,722
	R2	5	469,594	10	111,425
	R3	2	155,503	10	135,112
肢体不自由	H29	2	206,453	1	1,800
	H30	0	0	0	0
	R1	3	470,750	0	0
	R2	3	337,699	1	2,028
	R3	6	695,006	3	5,938
心臓機能障がい	H29	4	737,039	0	0
	H30	2	217,773	0	0
	R1	1	85,918	0	0
	R2	2	234,740	0	0
	R3	0	0	0	0
腎臓機能障がい	H29	1	88,755	0	0
	H30	0	0	0	0
	R1	0	0	0	0
	R2	1	79,903	1	1,182
	R3	1	111,513	1	1,376
小腸機能障がい	H29	0	0	1	1,541
	H30	1	78,512	1	182
	R1	0	0	0	0
	R2	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0
その他内臓障がい	H29	1	-1,550	0	0
	H30	1	111,029	0	0
	R1	3	238,535	2	26,960
	R2	4	483,423	3	4,136
	R3	1	78,007	3	3,139
合計	H29	12	1,309,309	17	155,834
	H30	11	999,024	11	201,701
	R1	12	1,186,952	12	92,682
	R2	16	1,666,927	16	122,244
	R3	10	1,040,029	17	145,565

データソース：福祉行政報告

図 32 育成医療の支払決定実人員及び支払決定公費負担額

育成医療の負担額は、年度によってばらつきがあります（図 33）。

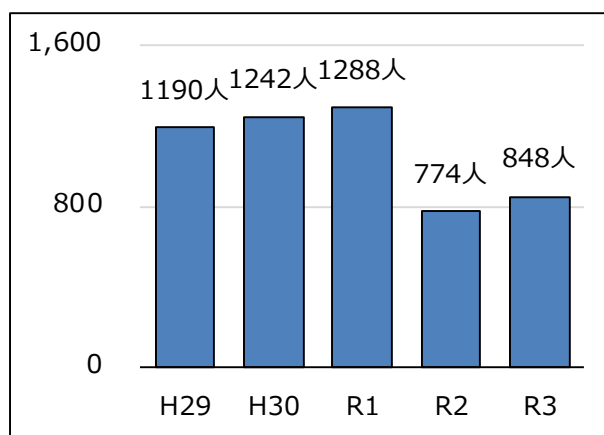


データソース：福祉行政報告

図 33 育成医療費の推移

ウ 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者が対象となります。受給者数は図 34 のとおりです。



データソース：令和元年度までは決算報告書
令和 2 年度以降は成果報告書

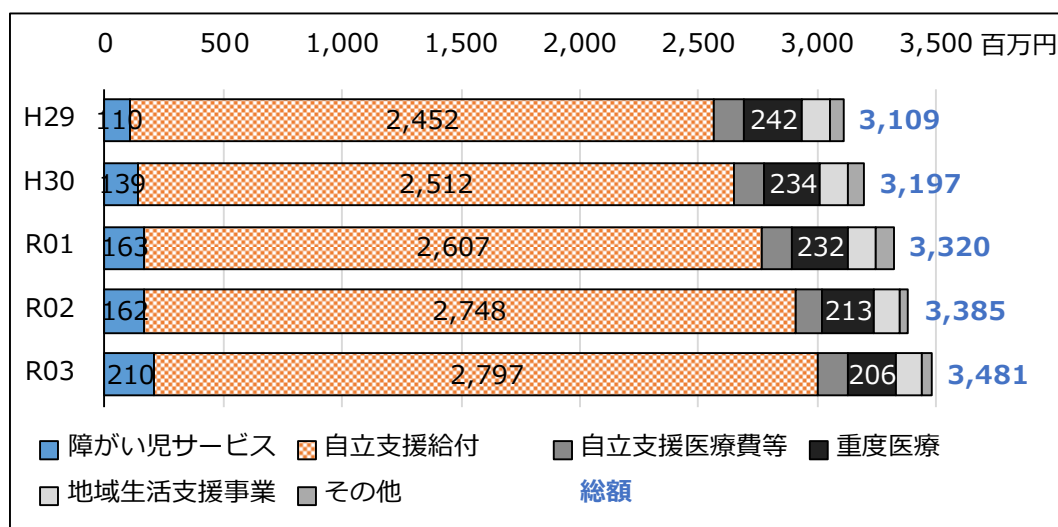
注) 新型コロナウイルスの影響を受け有効期間が延長された人の人数がシステム上反映されないため上記数値となっている。

図 34 精神通院医療受給者数の推移

5. 障がい福祉サービス等の状況

(1) 自立支援給付

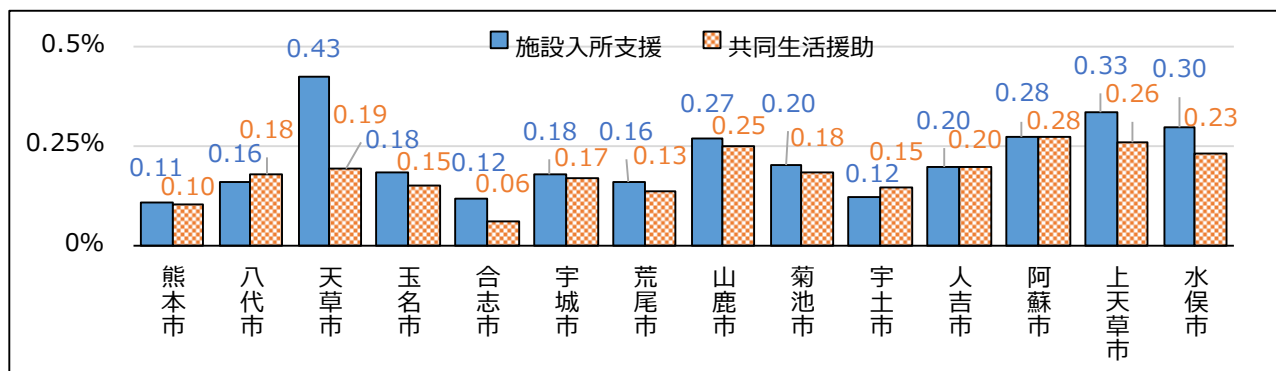
障がい福祉費のうち、障がい児サービス及び自立支援給付の占める割合は伸び続けており、全体の8割（令和3年度86.4%）を超えています。障がい福祉サービスの給付費は利用者数の増加と比例し、毎年1億円の伸びが見られます（図35）。



データソース：決算書

図 35 障がい福祉費総費用額の推移

障がい福祉施策では、地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主眼にサービス提供体制が構築されています。本市の自立支援給付等の利用状況は図41のとおりです。県内の他市と比較すると、施設入所支援利用者が多いのが特徴です（図36）。地域生活を進めていくために創設された、地域移行支援や地域定着支援及び自立生活援助の事業所数及び利用者ともに少ないのが現状です。

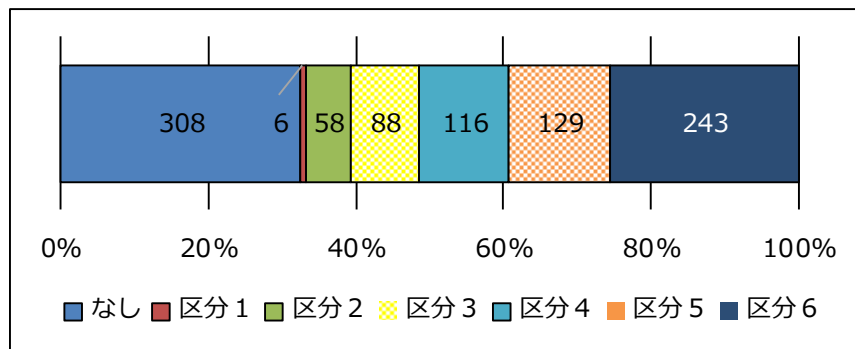


データソース：人口は熊本県ホームページより(令和元年10月1日現在)

利用実績（人／月）は各市の第6期障がい福祉計画より（令和元年度実績値）

図 36 令和元年度居住系サービス利用実績（対人口比）

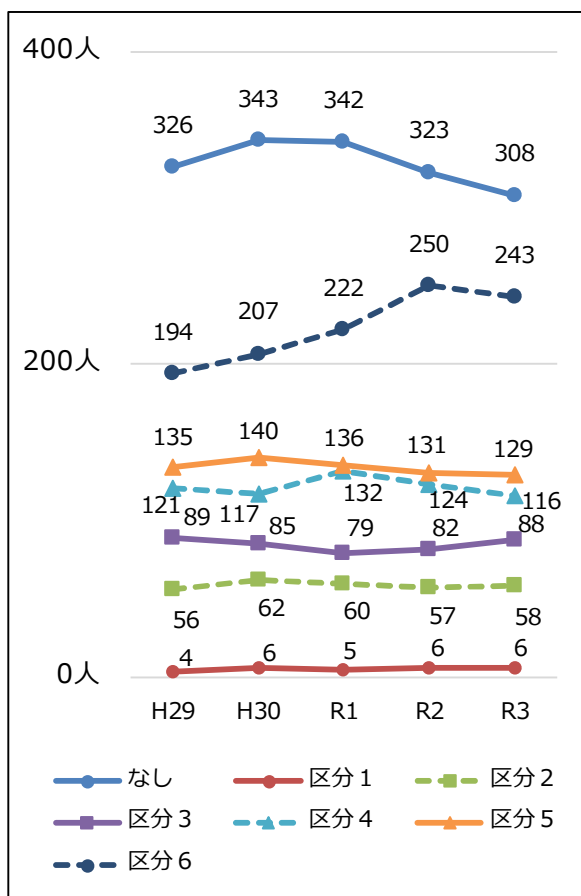
令和4年3月末現在の障がい福祉サービス利用者の障がい支援区分の内訳をみると、「区分なし」が最も多く、次いで「区分6」、「区分5」の順になっています（図37）。



データソース：総合福祉WEL+（令和4年3月31日現在）

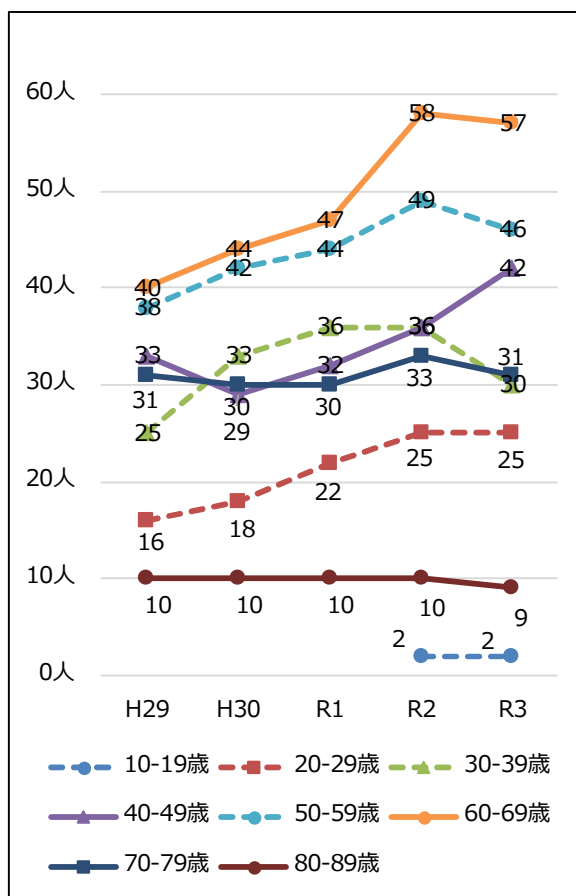
図37 計画相談支援支給決定者の障がい支援区分の内訳

区分の内訳の推移をみると、「区分6」が増加傾向を示しており、障がいの重度化が見られます（図38）。「区分6」の年齢の内訳をみると、20代、40代、50代、60代の年代で増加傾向が認められますが、特に20代（平成29年比1.6倍）や60代（平成29年比1.4倍）での増加が顕著です（図39）。



データソース：総合福祉WEL+（各年度3月31日現在）

図38 障がい支援区分の内訳と推移



データソース：総合福祉WEL+（各年度3月31日現在）

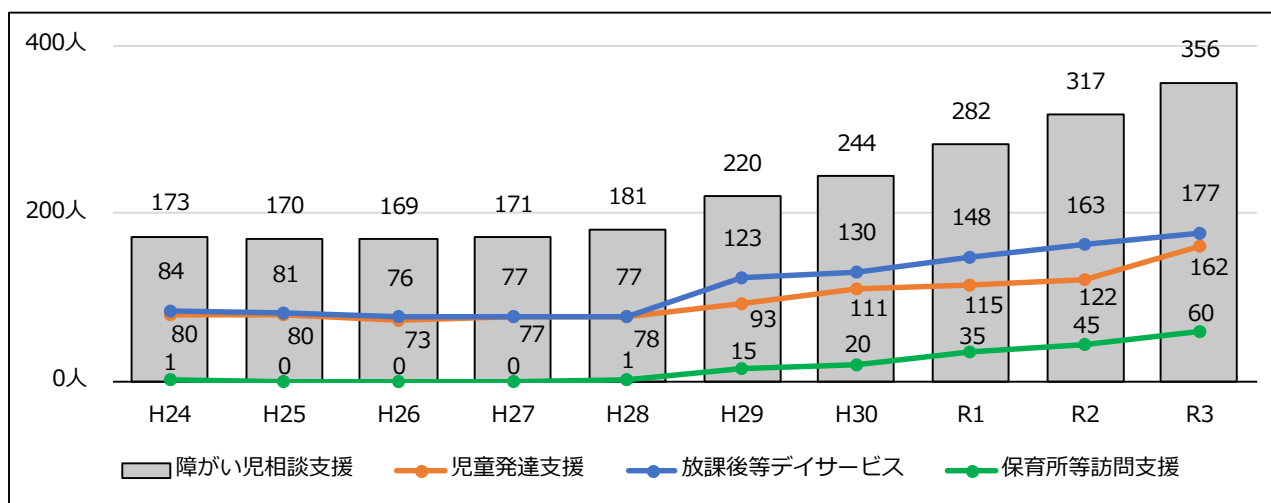
図39 障がい支援区分6の年齢別内訳と推移

(2) 障がい児サービス

令和4年4月1日現在、児童発達支援事業所は7箇所（平成25年3箇所、2.3倍）、放課後等デイサービス事業所は12箇所（平成25年3箇所、4倍）と、飛躍的に事業所数が増加しており、この約10年の間に、身近な地域で障がい児サービスを受けることができる環境は大きく改善しました。

本市に、医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援事業所はありませんが、重度心身障がい児を受け入れている児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は2箇所あり、第2期障がい児福祉計画の成果目標である「重症心身障がい児を支援する事業所の確保」は達成しています。

実際、障がい児相談支援の利用者数は、令和4年3月末現在、356人で、平成24年度から令和3年度の10年間で約2.1倍に増加しています（図40）。こうした利用者数の伸びの主要な背景と考えられる要因は、近年の発達障がいの認知の社会的広がりにより、従来は、育てにくさ・生きづらさを抱えながらも、障がいとして認識されず、発達支援につながってこなかった子どもたちが、関係者の尽力等により、幼少期の間に発達支援につながるようになってきたことが考えられます。



データソース：総合福祉WEL+（各年度3月31日現在）

注）平成27年度から障がい児通所支援利用者に対して障がい児支援利用計画の提出が必須となった。そのため、平成24～26年度までは障がい児相談支援の支給決定者ではなく、障がい児通所支援の延べ利用者数。

図 40 障がい児相談支援及び障がい児通所支援の支給決定者数の推移

		給 付 費 (千円)		延べ利用者数 (人)		事業所数 (箇所)	
介護給付							
訪問系	居宅介護	H29	52,730	H29	1,146	H29	13
		H30	56,039	H30	1,154	H30	13
		R01	54,297	R01	1,225	R01	13
		R02	51,500	R02	1,217	R02	13
		R03	55,402	R03	1,203	R03	13
	重度訪問介護	H29	18,227	H29	49	H29	11
		H30	16,958	H30	48	H30	11
		R01	19,424	R01	59	R01	11
		R02	26,074	R02	61	R02	11
		R03	39,348	R03	77	R03	12
	同行援護	H29	5,961	H29	243	H29	6
		H30	7,825	H30	269	H30	5
		R01	7,612	R01	232	R01	5
		R02	6,645	R02	210	R02	5
		R03	7,277	R03	230	R03	6
日中活動系	短期入所	H29	23,900	H29	282	H29	6
		H30	21,448	H30	322	H30	6
		R01	24,307	R01	378	R01	6
		R02	14,334	R02	207	R02	6
		R03	15,665	R03	222	R03	6
	療養介護	H29	128,931	H29	503	H29	0
		H30	132,399	H30	507	H30	0
		R01	140,585	R01	538	R01	0
		R02	142,167	R02	540	R02	0
		R03	144,905	R03	543	R03	0
	生活介護	H29	965,647	H29	5,194	H29	12
		H30	999,827	H30	5,276	H30	14
		R01	1,037,521	R01	5,351	R01	14
		R02	1,103,723	R02	5,392	R02	14
		R03	1,138,773	R03	5,472	R03	15
居住系	施設入所支援	H29	504,120	H29	4,051	H29	8
		H30	523,282	H30	3,944	H30	8
		R01	533,666	R01	3,928	R01	8
		R02	578,286	R02	3,949	R02	8
		R03	582,237	R03	3,912	R03	8
訓練等給付							
居住系	共同生活援助	H29	145,756	H29	1,669	H29	18
		H30	145,067	H30	1,671	H30	19
		R01	154,555	R01	1,711	R01	19
		R02	166,955	R02	1,745	R02	19
		R03	173,061	R03	1,692	R03	20
訓練系 就労系	自立訓練 (機能訓練)	H29	1,957	H29	24	H29	0
		H30	1,088	H30	14	H30	0
		R01	0	R01	0	R01	0
		R02	834	R02	7	R02	0
		R03	1,587	R03	12	R03	0
	自立訓練 (生活訓練)	H29	39,181	H29	299	H29	4
		H30	42,288	H30	372	H30	5
		R01	47,045	R01	414	R01	5
		R02	36,775	R02	367	R02	5
		R03	32,233	R03	331	R03	4
	宿泊型自立訓練	H29	96	H29	1	H29	0
		H30	543	H30	4	H30	0
		R01	1,658	R01	12	R01	0
		R02	6	R02	1	R02	0
		R03	159	R03	2	R03	0
	就労移行支援	H29	40,363	H29	278	H29	3
		H30	38,711	H30	313	H30	3
		R01	30,260	R01	203	R01	2
		R02	23,941	R02	155	R02	2
		R03	17,873	R03	119	R03	2
	就労継続支援A型	H29	145,388	H29	1,114	H29	4
		H30	135,692	H30	1,029	H30	4
		R01	142,534	R01	1,045	R01	3
		R02	134,995	R02	1,006	R02	3
		R03	133,205	R03	976	R03	3
	就労継続支援B型	H29	332,933	H29	2,565	H29	12
		H30	342,139	H30	2,716	H30	13
		R01	357,106	R01	2,828	R01	12
		R02	371,544	R02	2,871	R02	13
		R03	394,616	R03	2,854	R03	13
	就労定着支援	H29		H29		H29	0
		H30		H30		H30	1
		R01	717	R01	28	R01	1
		R02	2,784	R02	70	R02	1
		R03	1,788	R03	50	R03	1

		給 付 費 (千円)		延べ利用者数 (人)		事業所数 (箇所)	
児童福祉法							
児 通所系	児童発達支援	H29	15,354	H29	1,039	H29	4
		H30	22,052	H30	1,260	H30	6
		R01	35,494	R01	1,453	R01	6
		R02	41,241	R02	1,369	R02	6
	放課後等 デイサービス	R03	55,301	R03	1,573	R03	8
		H29	81,652	H29	1,306	H29	6
		H30	103,237	H30	1,871	H30	7
		R01	108,137	R01	2,163	R01	7
児 訪問系	保育所等 訪問支援	R02	116,998	R02	2,228	R02	8
		R03	123,344	R03	2,468	R03	13
		H29	84	H29	7	H29	2
		H30	220	H30	14	H30	2
		R01	1,253	R01	43	R01	2
		R02	3,279	R02	98	R02	2
		R03	7,098	R03	186	R03	3
		相談支援					
計画相談支援	H29	31,522	H29	1,850	H29	11	
	H30	30,780	H30	1,889	H30	11	
	R01	36,771	R01	2,224	R01	12	
	R02	43,679	R02	2,589	R02	12	
	R03	42,152	R03	2,594	R03	13	
障がい児相談支援	H29	13,141	H29	715	H29	6	
	H30	13,373	H30	713	H30	6	
	R01	17,891	R01	872	R01	7	
	R02	19,794	R02	950	R02	7	
	R03	24,423	R03	1,277	R03	9	
地域移行支援	H29	283	H29	7	H29	1	
	H30	0	H30	0	H30	2	
	R01	0	R01	0	R01	2	
	R02	0	R02	0	R02	2	
	R03	0	R03	0	R03	2	
地域定着支援	H29	2,611	H29	94	H29	1	
	H30	2,919	H30	85	H30	2	
	R01	3,173	R01	111	R01	2	
	R02	3,593	R02	119	R02	2	
	R03	3,424	R03	107	R03	2	
自立支援医療費							
更生医療	H29	94,859	H29	483	H29	—	
	H30	90,388	H30	497	H30		
	R01	85,827	R01	477	R01		
	R02	73,221	R02	457	R02		
	R03	81,554	R03	456	R03		
育成医療	H29	1,466	H29	29	H29	—	
	H30	1,213	H30	22	H30		
	R01	1,280	R01	24	R01		
	R02	1,790	R02	29	R02		
	R03	1,301	R03	27	R03		
精神通院医療	H29	—	H29	1,190	H29	—	
	H30	—	H30	1,242	H30		
	R01	—	R01	1,288	R01		
	R02	—	R02	774	R02		
	R03	—	R03	848	R03		
療養介護医療費							
療養介護介護医療	H29	34,816	H29	491	H29	—	
	H30	34,842	H30	410	H30		
	R01	37,160	R01	521	R01		
	R02	37,726	R02	531	R02		
	R03	35,221	R03	530	R03		
補装具							
補装具	H29	12,556	H29	150	H29	—	
	H30	13,950	H30	156	H30		
	R01	15,410	R01	148	R01		
	R02	19,577	R02	160	R02		
	R03	13,037	R03	134	R03		

データソース：給付費及び延べ利用者数については決算書（令和3年度）

指定事業所数は熊本県ホームページ（令和4年3月31日現在）

図 41 自立支援給付及び障がい児サービスの給付費、延べ利用者数、事業所数の推移

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村等が、地域の特性等に応じた柔軟な形態により事業を実施するものです。本市の実施状況は、図 42 のとおりで、令和元年度まで未実施だった理解促進・普及啓発事業や自発的活動支援事業、成年後見法人支援事業など、今後の地域づくりの重要課題と関連する事業を令和 2 年度より開始しています。

	事業費(千円)			事業費(千円)	
地域生活支援事業(必須事業)			地域生活支援事業(任意事業)		
理解促進・ 普及啓発事業	H29	—	日中一時支援事業	H29	9,182
	H30	—		H30	7,908
	R01	—		R01	9,942
	R02	0		R02	8,983
	R03	126		R03	11,360
自発的 活動支援事業	H29	—	訪問入浴事業	H29	1,600
	H30	—		H30	1,290
	R01	—		R01	1,802
	R02	164		R02	1,671
	R03	1,242		R03	1,771
相談支援事業	H29	34,294	地域安心生活 支援体制強化事業	H29	6,228
	H30	34,294		H30	6,219
	R01	34,294		R01	4,250
	R02	34,334		R02	527
	R03	37,721		R03	525
成年後見 利用支援事業	H29	—	巡回支援専門員整 備事業	H29	—
	H30	5		H30	8,057
	R01	57		R01	8,057
	R02	7		R02	4,237
	R03	382		R03	5,035
成年後見 法人後見支援事業	H29	—	自動車運転免許取得 改造助成事業	H29	388
	H30	—		H30	300
	R01	—		R01	600
	R02	4,297		R02	699
	R03	4,297		R03	400
意思疎通支援事業	H29	1,010	※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止		
	H30	1,010			
	R01	944			
	R02	387			
	R03	457			
日常生活用具 給付等事業	H29	18,259			
	H30	18,626			
	R01	23,213			
	R02	20,226			
	R03	19,953			
手話奉仕員 養成研修事業	H29	650			
	H30	650			
	R01	650			
	R02	0			
	R03	424			
移動支援事業	H29	11,010			
	H30	10,884			
	R01	9,746			
	R02	8,392			
	R03	11,078			
地域活動 支援センター事業	H29	20,300			
	H30	20,300			
	R01	20,300			
	R02	11,100			
	R03	11,100			

データソース：決算書（令和3年度）

図 42 地域生活支援事業の事業費の推移

(4) その他の事業

重度心身障がい者医療費助成事業は、障がい福祉費の中で、自立支援給付、障がい児サービスに次いで支出額の多い事業ですが、年々減少しています。

事業費 (単位：千円)	
国事業	
特別障がい者 手当等	H29  25,566
	H30  24,753
	R01  24,486
	R02  26,079
	R03  29,297
県事業	
難聴児補聴器 給付事業	H29 242
	H30 405
	R01 45
	R02 128
	R03 0
重度心身障がい者 医療費	H29  242,169
	H30  234,045
	R01  232,174
	R02  213,329
	R03  205,714
重度心身障がい者 住宅改造助成事業	H29 0
	H30  1,729
	R01  1,617
	R02  1,172
	R03 544
在宅障がい者 福祉サービス施設通 所等支援事業	H29 779
	H30 931
	R01 951
	R02 632
	R03 506
市事業	
人工内耳用 音声信号処理装置給 付事業	H29 950
	H30 0
	R01 1
	R02 0
	R03 1
在宅障がい者 介護手当	H29 6
	H30  5,500
	R01  5,100
	R02  7,000
	R03  5,900

データソース：決算書（令和3年度）

図 43 国・県・市単独事業の事業費の推移

6. 障がい福祉団体の活動状況

(1) 障がい福祉団体

令和4年4月1日現在、本市が把握している障がい福祉団体は8団体です。

天草市身体障害者福祉協議会 【障がい種別：身体障がい等】 会員数:1,000人	
目的	会員の更生を期し、その福祉を増進するために会員相互の団結を図ること
主たる事業	■身体障害者福祉法の強化徹底に関する事項 ■障がい者の身の上相談、結婚相談に関する事項 ■会員並びに子弟の修学、就職の奨励に関する事項 ■各種関係機関団体との連絡調整に関する事項 等
天草市視覚障がい者福祉協会 【障がい種別：視覚障がい】 会員数：23人	
目的	視覚障がい者の保護並びに福祉を図り、併せて視覚障がい者相互の親和と品性の修養知徳の増進等に努め、以って視覚障がい者文化の進展と社会経済的・地位の向上を図ること
主たる事業	■講演会、講習会、修養会等を開催する ■会員の身の上相談並びに生活指導に関する事項 ■視覚障がい者の就学奨励、職業の紹介補導に関する事項 等
熊本県ろう者福祉協会天草支部 【障がい種別：聴覚障がい】 会員数：20人	
目的	聴覚障がい者の福祉増進並びに親睦互助を図ること
主たる事業	■生活及び文化等知識向上に関する研修会及び講演会の開催 ■職業、結婚等人事に関する事業 ■バリアフリーに関する研究及び活動 ■親睦互助に関する事業 等
白い雲の会 【障がい種別：知的障がい】 会員数：963人	
目的	障がいのある者の療育と支援を行うとともに、その福祉の向上を図り、自立及び社会参加の支援等を推進すること
主たる事業	■福祉 ■啓発事業 ■会員研修 等
天草ひだまりの会 【障がい種別：身体、知的、精神障がい】 会員数：18人	
目的	心身に障がいをもつ子どもの確実な成長のために、日々の暮らし等の研究、実践の活動
主たる事業	■小規模作業所「ひだまりの会」の運営 (現、地域活動支援センターひだまりの家)
天草小鳩会 【障がい種別：ダウン症】 会員数：27人	
目的	ダウン症児者の保護、育成に寄与すること
主たる事業	■ダウン症児者の療育訓練 ■親の研修及び親睦 ■ダウン症協会との情報交換 等

ダウン症児を育てる家族の会「サニー」 【障がい種別：ダウン症】 会員数：14人	
目的	ダウン症児を育てる家族同士の交流や情報交換及び各種勉強会などをおし、子どもの療育や就学に向けた不安感などを共有し、メンバー間の親睦を深めるための活動を行うこと
主たる事業	■情報交換の主な手段としては、無料通信アプリ「LINE」を活用して行い、不定期に集会または勉強会等を開催する。
精神保健福祉会天草地域家族会 【障がい種別：精神障がい】 会員数 153人	
目的	社会へ正しい精神保健福祉の知識を普及し、社会の偏見を是正するために努力し、また精神障がい者とその家族の利益と生活を守るため、精神障がい者対策、社会復帰対策などの改善と充実を図るために諸事業を行い、なお精神障がい者とその家族の親睦を図り、社会を明るくすること
主たる事業	■精神障がい者に対する社会の偏見を取り除くために、精神保健の知識を普及する諸事業 ■患者への理解を深め、人権尊重と福祉増進のための事業 ■社会復帰を促進するための事業 ■家族相互の親睦を図るための事業 等

データソース：各障がい福祉団体の会則等

(2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族等による自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進等を図ることを目的として、自発的活動支援事業を障がい福祉団体に委託し実施しています。

ア ピアサポート活動支援

天草市身体障害者福祉協議会には身体障がい者相談員（10名）を、ダウン症児を育てる家族の会「サニー」には知的障がい者相談員（3名）を委託し、障がい者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援しています。

イ 身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動支援

令和3年度には熊本県ろう者福祉協会天草支部に「万年日めくらず手話カレンダー」の作成を委託し、地域住民が障がい者に対する一定の理解を有するとともに適切な支援を行うことのできるようなツールの周知・頒布を行いました。

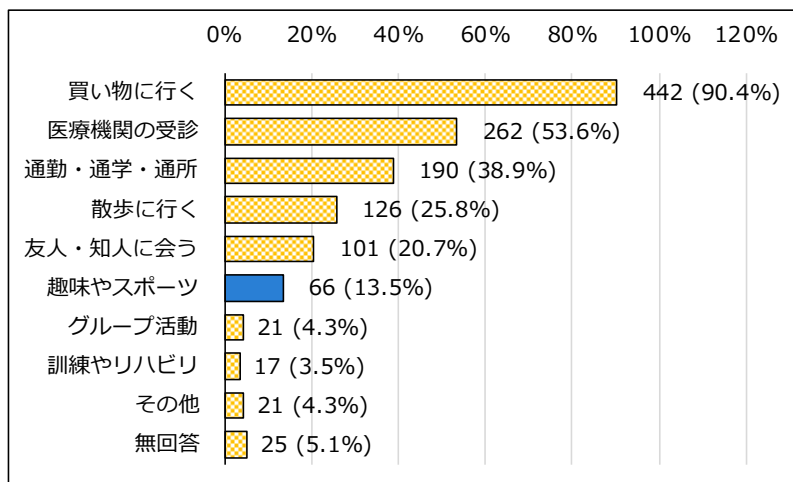


7. 余暇活動の状況

(1) スポーツの実施状況

第6期障がい福祉計画策定時（令和2年度）に実施した「福祉に関するアンケート」では、趣味やスポーツのために外出している人は全体の13.5%で、30分以上の運動を週1回以上実施している人の割合（令和3年度天草市民アンケート調査結果（一般））54%と比較すると、障がい者はスポーツをする機会が少ないことが予測されます。

本市では、令和元年度より市障がい者スポーツ大会を開催し、障がい者のスポーツの機会の確保に取り組んでいますが、今後もより一層環境整備を進めていく必要があります。



データソース：福祉に関するアンケート結果（令和2年実施）

図 44 障がい者の外出状況

(2) 文化芸術活動の状況

本市では、資料館等のバリアフリーを進めています。併せて、障がい者及びその介助者に対し観覧料を減免することで鑑賞機会の拡大を図っています。

(3) 視覚障がい者の読書環境

市立図書館では、障がいや病気、高齢などの理由で、通常の活字による読書が困難な人へのサービスとして、バリアフリー資料や読書補助用具を整備しています

バリアフリー資料	■大活字本（大きな活字の本）	■点字絵本（点訳付きの絵本）
	■LLブック（やさしい言葉で分かりやすい本）	
	■マルチメディアデージー図書（パソコンで再生できるデジタル図書）	
読書補助用具	■手持ち拡大鏡（ルーペ）、老眼鏡	■リーディングトラッカー

第 2 節 第 3 期計画の施策評価

目標 1 障がい福祉制度の利用促進

障がい者が必要なサービスや事業を利用するために、周囲の支援者の障がいの理解促進と障がい者に対する合理的配慮の推進に取り組みました。

1-1 障がい福祉サービスの充実

【取り組み状況】

ア 普及啓発

- 令和元年度「天草市障がい福祉サービス利用ガイドブック」を作成。令和 2 年度情報を見直し、障がい福祉団体のチラシを追加。
- 天草市ホームページの見直し（利用者側の目線で整理）。
- 民生委員・児童委員協議会・障がい福祉団体・医療連携室・理学療法士協会・支援学校等関係機関への周知活動実施。
- 令和 3 年 12 月の「障がい者週間」に合わせて、市政だよりにて特集記事を掲載（見開き 3 ページ分）。
- 天草地域福祉施設販売促進会議・自立支援協議会にて、ここらすにおけるパネル展示・パンフレット配布・製品販売会を 3 日間実施。

イ 事業所の確保

- 共生型サービス事業所（生活介護 3 箇所）、基準該当サービス事業所（生活介護 4 箇所）。
- 天草市独自の障がい者福祉施設整備等補助金にて、事業所開設を支援。令和 3 年度目標達成にて事業は終了。今後は企業創業資金支援事業や県補助事業を活用。

1-2 障がい児支援の充実

【取り組み状況】

ア 普及啓発

- 令和元年度「こどものための発達支援 障がい児通所支援 ガイドブック」作成。
- 令和3年度「教育と福祉のハンドブック」を行政部会で作成。
- 行政支所・保育園・幼稚園・小中学校・高校・特別支援学校・障がい児通所支援事業所・相談支援事業所等へ配布及び周知を実施。

イ 療育体制づくり

- 療育体制（保健・教育・福祉）に関わる4課（健康増進課・学校教育課・子育て支援課・福祉課）にて体制づくりのベースとして令和元年度は毎月行政部会を実施（令和2年度からは年3回実施）。市療育体制会議は年3回（地域療育センター・児童発達支援センター・地域障がい相談支援センター・行政4課等）実施。
 - 就学支援の流れの見直し ●療育の前の場づくり ●医療的ケア児支援法への対応
- 地域における支援の情報や相談窓口を共有し、関係者間の横の連携を強化するため学校教育課と福祉課協働で「教育と福祉のハンドブック」を作成。

ウ 通所支援事業所体制づくり

- 児童発達支援センターを中心に障がい児通所支援事業所が定期的に集まる場を作り、情報共有及び研修を実施。研修においては地域療育センター等のバックアップを実施。

1-3 相談体制の充実

【取組み状況】

ア 相談体制・支援体制の充実

- 地域障がい相談支援センターを4法人へ委託。
常勤専従の相談支援専門員及びコーディネーターを配置し、担当エリアを定め、あらゆる種別の相談対応を実施する体制を整備。
- 地域障がい相談支援センターを中心に地域課題を整理。
天草市地域生活支援拠点等の整備を推進。自立支援協議会での説明・意見集約。
- 療育体制会議で地域課題を整理、体制づくりを推進。

イ 事業所の研修会

- 自立支援協議会にて「計画相談部会」「地域生活部会」「就労部会」「児童部会」において、委託障がい者相談支援事業所の相談支援専門員を中心に研修会を企画実施。
- 地域生活部会においては、種別ごとの会議体（居住班・通所班・訪問班の3グループ）を開催しサービス種別に特化した地域課題の整理及び解決を促進。

1-4 権利擁護の推進

【取組み状況】

ア 普及啓発

- 成年後見制度のパンフレットを購入。相談支援事業所等へ配布及び窓口での相談対応の実施。
- 成年後見利用促進のため、あまくさ成年後見センター（社会福祉協議会）へ成年後見法人支援事業を委託し、市民向け及び事業所への講演会・説明会を実施。

イ 体制づくり

- 虐待防止センターを設置しており、地域障がい相談支援センターと一緒に対応しながら早期発見・対応を行っている。令和 2 年度新たに「熊本県障がい者虐待対応専門職チーム（弁護士・司法書士・社会福祉士会）」へ委託し、虐待対応についての相談等のバックアップ体制を構築。
- 高齢者支援課と成年後見制度利用促進法による成年後見制度利用促進基本計画（令和 3 年度策定）による体制づくり（中核機関及び協議会実施）を進め、障がい者の権利擁護支援の地域づくりを推進。
 - 協議会（年 3 回）及びケース会議の実施
 - 相談支援事業所、医療機関、施設への研修等
 - 相談窓口及びケース対応、新たな法人後見拡大の取り組み

【目標値】

	項目		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
1	広報掲載回数	目標値	2 回	2 回	2 回	2 回
		実績	6 回	6 回	4 回	5 回
2	ホームページ掲載	目標値	掲載	更新	更新	更新
		実績	掲載	全面見直し	更新	更新
3	パンフレット作成	目標値	作成	更新	更新	更新
		実績	－	作成	更新・作成	更新・作成
4	理解促進研修・啓発事業	目標値	800 人	1,000 人	1,200 人	1,400 人
		実績	－	1,731 人	1,741 人	2,177 人
5	特定相談支援事業所数 （市指定）	目標値	12 箇所	13 箇所	14 箇所	14 箇所
		実績	11 箇所	12 箇所	12 箇所	13 箇所
6	通所の少ない地域での 新規開設数	目標値	令和 4 年度までに 7 か所増をめざす			
		実績	43 箇所	43 箇所	45 箇所	52 箇所

注）平成 29 年度 40 箇所。通所とは、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、障がい児通所支援。

	項目		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
7	事業所への研修	目標値	2 回	2 回	2 回	2 回
		実績	—	8 回	5 回	4 回
8	療育体制会議	目標値	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上
		実績	1 回	3 回	3 回	3 回

注) 市療育体制会議（上記実績）の他に、療育体制行政部会を令和元年度より実施（令和元年度 11 回、令和 2 年度 3 回、令和 3 年度 3 回）。

目標 2 生活環境の充実

生活環境の充実のためには、住宅のバリアフリーの推進及び外出支援の充実、施設等から地域生活への移行に取り組みました。

2-1 住宅のバリアフリーの推進

【取り組み状況】

ア 助成制度の活用

- 地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業費による上限 20 万円の住宅改修費の実施。
 - 県事業「重度心身障がい者住宅改造助成金」上限 90 万円の実施。
 - 補装具・日常生活用具給付及び住宅改修の手引きを作成し、積極的に制度活用を進めるため相談支援事業所へ配布・説明。
 - 理学療法士協会へ制度の説明をし、福祉用具・住宅改修について、対象者に対する積極的な関与を依頼。
-

2-2 外出支援の充実

【取り組み状況】

ア 給付及び事業による移動支援

- 視覚障がい者への同行援護サービスを実施。
- 令和 2・3 年度、同行援護従事者養成研修を行う業者に天草市で研修開催を依頼。
15 名受講、1 箇所指定事業所増加。
- 地域生活支援事業の移動支援事業の継続実施。令和 2 年度障がい児の通学支援の単価の見直し実施。
- 障がい福祉サービス施設通所等支援（県事業：御所浦（船代））の継続実施。
- 高齢者支援課による福祉タクシー料金助成事業の活用。

2-3 福祉施設入所者等の地域生活への移行

【取組み状況】

ア 事業所の確保・体制づくり

- 地域移行を推進するためのグループホーム（共同生活援助）設置に関する、国県施設整備補助金申請時の市町村意見書記載。
- 地域障がい相談支援センターを中心に地域移行に関する地域課題を整理。
- 天草市地域生活支援拠点等の整備を推進。自立支援協議会で説明・意見集約。

【目標値】

	項目		H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度
9	移動支援事業委託数	目標値	7 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
		実績	10 箇所	10 箇所	11 箇所	11 箇所

目標 3 働く環境の充実

地域で経済的にも自立して生活するために、働く場づくりと工賃アップに向けた取組みを推進しました。

3-1 働く場づくりの推進

【取組み状況】

ア 就労関係機関での検討

- 自立支援協議会の就労部会で、就労関係サービス事業所及び関係機関において研修会等を実施。
- 3R 事業や無印良品等福祉施設製品に興味のある事業所への説明・見学の受け入れや情報共有の実施。
- 就労に関係する機関へ地域障がい相談支援センターの周知を実施。

イ 就労継続支援サービスの推進

- 一般就労への移行及び一般就労が継続できるよう、就労移行支援・就労定着支援サービスの推進。
- 一般就労が難しい対象者には就労継続支援サービスの推進。
- 令和2年度「精神障がい者保健福祉手帳及び精神通院医療を申請されたみなさまのための暮らしの手引き」を作成。

3-2 工賃アップの推進

【取組み状況】

ア 工賃アップに向けた取組み

- 市役所・ここらすでの定期的な販売会の実施。
- 障害者優先調達推進法の取組みとして物品等調達推進方針を定め、障がい者就労施設等から物品の調達を推進。
- 令和3年12月3日～5日に、障がい者週間（12月3日～9日）に合わせたイベントを天草地域福祉施設製品販売促進会議にて企画し、自立支援協議会も協力。724人来場（売上644,320円）。

【目標値】

	項目		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
10	障がい者雇用率 (天草圏域)	目標値	2.2%	2.2%	2.2%	2.3%
		実績	1.82%	1.93%	2.09%	2.09%
11	就労継続支援 B型平均工賃	目標値	前年度の増額をめざす			
		県目標値	14,500円	14,800円	15,100円	15,600円
		実績	20,115円	20,221円	20,631円	—
12	物品等調達推進 方針の目標額	目標値	15,610,000円	21,670,000円	24,540,000円	26,330,000円
		実績	21,667,509円	24,532,577円	26,324,151円	24,075,719円
13	合同販売会	目標値	5回	17回	17回	17回
		実績	0回	7回	181回	245回

目標 4 とともに支え合う地域づくり

障がい者が地域でいきいきと生活できるためには、地域の障がいに対する理解や支え合いが重要となります。そのためには、障がい者が社会参加や地域交流ができるよう、地域住民と接点を持つ機会や普及啓発が併せて必要になります。そのため障がい福祉団体や事業所を活用し地域交流を進めています。

4-1・2 障がいに対する理解促進・地域住民との交流促進

【取り組み状況】

ア 社会参加等の推進

- 障がい者福祉団体をハンドブックや市のホームページに掲載し、周知を図った。団体へ事業を委託し活動支援を実施。
 - 令和3年度、熊本県ろう者福祉協会天草支部にて「万年日めくらず手話カレンダー」を作成。
- 令和元年度より障がい者スポーツ大会を実施（スポーツ振興課主催）。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
- 障がい者福祉団体の活動の目的でもある障がいに対する理解促進について委託事業を活用して進められるよう説明を実施。

イ 合理的配慮の推進

- 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を作成し、職員研修を平成30年度・令和元年度の2年間実施。
- 職員向け手話教室を令和元年度より毎年実施。

【目標】

	項目		H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
14	障がい福祉団体等への 補助金・委託事業	目標値	7 団体	7 団体	7 団体	7 団体
		実績	7 団体	7 団体	8 団体	8 団体
15	自立支援協議会 専門部会開催数	目標値	12 回	12 回	12 回	12 回
		実績	20 回	16 回	11 回	11 回

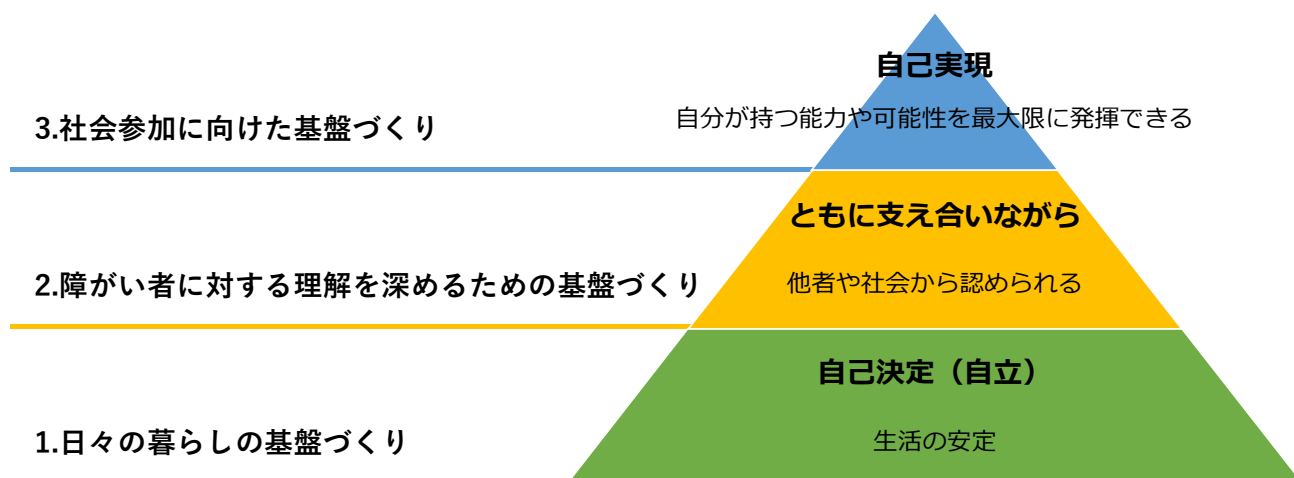
第3章 今後の施策

第1節 計画の基本理念と施策の体系

1. 計画の基本理念

前計画では、「障がい者の自立と社会参画～安心して、いきいきと暮らせる地域をめざして～」を基本理念とし、①障がい福祉制度の利用促進、②生活環境の充実、③働く環境の充実、④ともに支え合う地域づくりを目標に体制を整備してきました。結果、地域障がい相談支援センターや成年後見制度の中核機関、さらには児童発達支援センターなど、地域の相談支援の中核となる機関の設置が進み、障がい福祉制度等の利用を促進する体制は整いました。

今後は、障がいの重度化や高齢化が進む中で、「ともにつながり 幸せ実感 宝の島 “天草”」を将来像とした第3次総合計画の下、「障がい者（児）の自立と社会参画」を進めていきます。障がい者にとっての自立とは「他の援助を受けずに自分の力で身を立てることではなく、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」という考え方があります。よって、第4期計画では、第3期計画の目標を継承しつつ、障がい者の意思決定支援をこれまで以上に重視し、自らの選択と決定に基づき、様々な社会の場面に参加できる環境整備に取り組んでいきます。そのため、本計画においては「障がい者自身が、自ら生き方を選択し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、自己実現できる地域共生社会」を基本理念とし、①日々の暮らしの基盤づくり、②障がい者に対する理解を深めるための基盤づくり、③社会参加に向けた基盤づくりという3つの柱で計画を推進していきます。さらに、“誰一人取り残さない”をスローガンに2030年までに全世界で達成をめざしているSDGs（持続可能な開発目標）も視野に入れながら、施策を推進していきます。



2. 施策の体系

基本 理念	計画の柱	
	施 策	
に 障 支 が え い 合 者 い 自 な 身 が が ら、自 ら 生 己 実 現 方 で を き 選 る 択 地 し 域、 共 住 生 み 社 慣 会 れ た 地 域 で と も	1.日々の暮らしの基盤づくり	
	(1)必要な情報を届けるための 相談支援体制の機能強化	総合的・専門的な相談支援体制の機能強化 適切なサービス利用を支える相談支援体制の充実
	(2)必要な情報を届けるための 情報のアクセシビリティの向上	情報通信機器の普及促進 意思疎通支援者の確保
	(3)ともに育つ・ ともに学ぶ環境づくり	障がい児保育の充実 ¹
		特別支援教育の充実 ²
		放課後児童クラブの障がい児受入促進 ¹
		療育体制の整備
	(4)地域での生活を選択できる サービス提供体制の整備	家族支援の充実
		医療的ケア児等の支援体制の整備
	(5)障がい者に対する適切な 保健・医療サービスの充実	地域移行を支える体制の整備
		効率・効果的な介護給付等の提供
	(6)安全・安心な生活環境の整備	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見 ³
		障がい者に対する医療の充実
		住宅のバリアフリー化の推進
		障がい者等に配慮した住宅の確保 ⁴
		公共施設のバリアフリー化の推進 ⁵
	(7)生活の安定と経済的自立の確保	ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備 ⁶
		防災対策の推進 ⁷
	2.障がい者に対する理解を深めるための基盤づくり	
	(1)障がいに関する理解の推進	障がいに関する理解の推進
	(2)権利擁護	障がい者差別解消の推進
		成年後見制度の利用促進 ⁸
		障がい者虐待の防止
	3.社会参加に向けた基盤づくり	
	(1)障がい者の働く場の拡充	障がい者雇用の促進 ⁹
		福祉施設から一般就労への移行促進
	(2)障がい者の工賃向上	障がい者の工賃向上
	(3)余暇活動の充実	余暇活動を充実させるための環境整備
		障がい者のスポーツの機会の確保 ¹⁰
		視覚障がい者等の読書環境の整備 ¹¹

注釈 1～11 は、下記のとおり他の分野別計画等に基づき実施。

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| 1 子ども・子育て支援事業計画 | 7 地域防災計画、地域福祉計画 |
| 2 教育振興基本計画 | 8 成年後見制度利用促進基本計画
(地域福祉計画に含む) |
| 3 健康増進計画 | 9 障害者活躍推進計画等 |
| 4 住生活基本計画（住宅マスタープラン） | 10 スポーツ推進計画 |
| 5 建築基準法 | 11 計画策定（検討中） |
| 6 都市計画マスタープラン | |

3. 重点施策



(1) 必要な情報を届けるための相談支援体制の機能強化

ア 障がい者に対する相談支援体制

契約制度の下、障がい者やその家族だけでは、サービス等を選択するための十分な情報を得ることは困難です。そのような中で、障がい者の自立した生活を支えていくために整備されているのが、①サービス利用にあたってケアマネジメントを行う体制と②総合的な相談支援を行う体制です。さらに、この総合的な相談支援体制の機能強化を目的として、③基幹相談支援センターと④自立支援協議会が整備されています(図 45)。

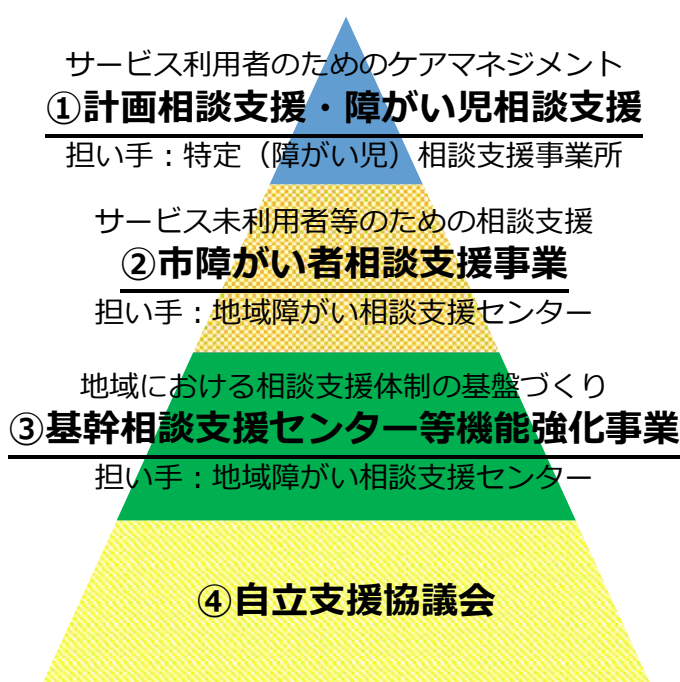


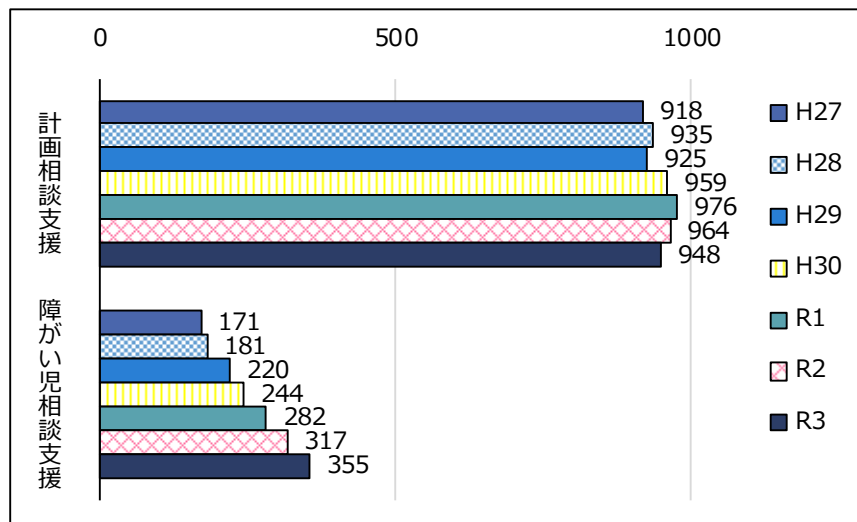
図 45 天草市の相談支援体制

基幹相談支援センターは、相談支援の中核的な機関として、障がい者相談支援事業に加え、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法に基づく相談支援を、①総合的（障がい種別を問わず）・専門的に行いながら、②権利擁護や虐待防止、③地域移行や地域定着及び④地域の相談支援体制の強化のための取組みを行う機関です。自立支援協議会は、個々の障がい者の支援を通じて明らかになった地域課題について、地域全体で検討し、支援体制を整えていく場です。

イ 天草市の現状

本市の計画相談支援の利用者数は、令和元年度以降、減少しています。障がい児相談支援の利用者数は年々増加し、令和3年度は355人（H27年度比2.1倍）です（図46）。

事業所数、相談支援専門員数ともに、平成 27 年度の制度開始当時と比較すると増加しており、障がい者やその家族が、障がい福祉サービス等を適切に利用できる体制（ハード面）は整ってきました。一方で、相談支援専門員については、その人員の不足や更なる資質（ソフト面）の向上を求める声もあります。



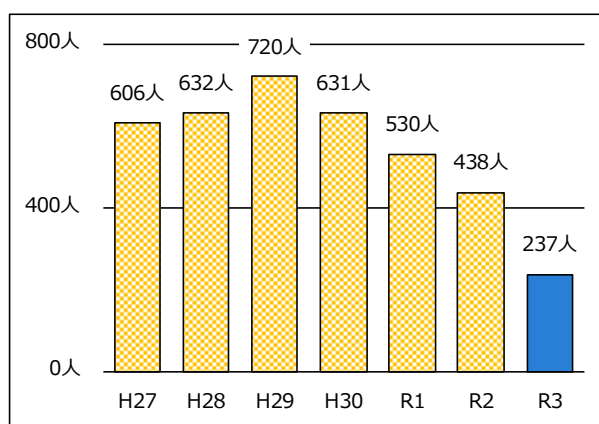
データソース：総合福祉WEL+（各年度3月31日現在）

図 46 計画相談支援と障がい児相談支援の支給決定者数の推移

障がい者相談支援事業は、平成 18 年度より特定相談支援事業所に委託し実施してきましたが、計画相談支援等との役割が不明確で、その機能を十分に果たせていませんでした。

そこで、令和 3 年度からは、これまで 2 市 1 町共同で実施してきた本事業を、より本市のニーズに合わせた相談支援体制を構築するため、市単独での委託事業に切り替え、障がい者相談支援事業に加え、基幹相談支援センター等機能強化事業を併せて委託することで、基幹相談支援センターとしての機能を果たせる本市の相談支援の中核的な機関を整備しました。具体的には、専任の相談支援専門員と地域の社会資源等の把握を進めるためのコーディネーターを配置し、名称を「地域障がい相談支援センター」として統一、地区担当制を導入し、障がい種別を問わない総合相談窓口を市内 4 か所に整備しました。

図 47 は、障がい者相談支援事業の相談実績です。相談実績をみると、体制を見直した令和 3 年度は相談件数が減少しています。理由は、先述したとおり、令和 2 年度までは、障がい者相談支援事業の業務と計画相談支援等の業務が混在していましたが、令和 3 年度にはそこが精査され、本来計上されるべき障がい者相談支援事業の実績のみが計上されるようになったためと思われます。実際の相談の状況を見ても、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の地域の相談機関との連携が進んできています。



データソース：障がい者相談支援事業実績報告（実人員）

図 47 障がい者相談支援事業相談実績（実人員）

自立支援協議会については、天草地域では平成 20 年から 2 市 1 町共同で運営をしています。しかし、個別の事例の中で課題が語られることはあっても、それを地域の課題として集約したり、集約された地域課題について十分な検討がなされているとは言い難い状況があり、その機能の強化を求める声がありました。

そこで、令和 3 年度より自立支援協議会の体制を見直しました。具体的には、地域で活動しているサービス事業所の横の連携を強化するため、サービス種別ごとの会議体を設置し、情報交換等を行う体制を構築しました。その上で、地域障がい相談支援センターだけでなく、サービス種別ごとの代表者を加えた定例会を開催することで、地域課題や好事例の集約と課題について検討を進めるための体制を整えました。

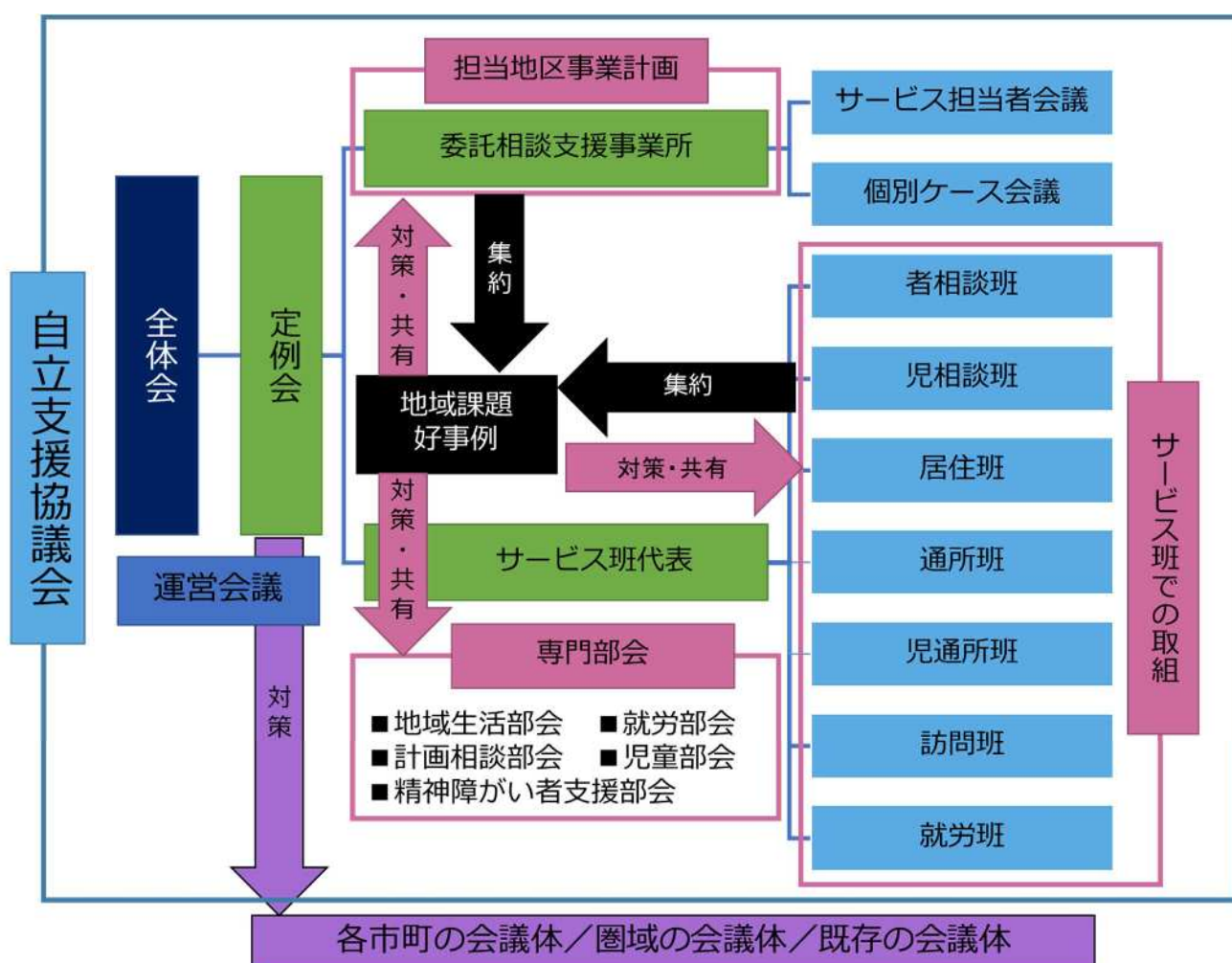


図 48 天草地域自立支援協議会の体制図（令和 4 年度～）

ウ 今後の方向性

本市においては、計画相談支援や障がい児相談支援については、事業所や相談支援専門員が一定数確保されています。また、総合的な相談支援体制についても、基幹相談支援センターの機能を有する地域障がい相談支援センターを設置したことで、契約制度の下で、障がい者がサービスを選択して利用するというハード面での体制は整備されました。

今後、相談支援については、ソフト面（人材や技術、意識など）での体制整備、つまり質的な変化が求められています。ソフト面での体制整備としては、地域障がい相談支援センターに求められている「地域の相談支援体制強化のための取組み」を進めていくことが必要です。

地域障がい相談支援センターには、地域の相談支援専門員のスキルアップとバックアップを行う機能が求められており、この機能を充実させていくことが今後の本市の課題です。今後は、地域の相談支援専門員が抱える困難事例や地域課題を抱えるケースについて、地域障がい相談支援センター主催で会議を開催する体制等を整えていくことで、地域の相談支援専門員のバックアップや地域課題を集約するような体制を整備していきます。その中で、地域の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画等の質の向上や意思決定支援に関するスキルアップ等も図っていきます。

また、地域のおもな分野の相談支援機関との連携を強化していくことも地域障がい相談支援センターの役割です。令和3年度の体制変更以降、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、病院ケースワーカー、成年後見制度の中核機関等様々な地域の相談機関との連携が強化されつつあります。今後も、より一層、他分野の相談機関等との連携強化が進むよう支援していきます。



また、改正社会福祉法に基づく重層的な相談支援体制構築に向け、地域障がい相談支援センターの役割についても検討していきます。

(2) とともに育つ、ともに学ぶ環境づくり

ア 障がい児支援の特徴

障がい児の支援は、障がい者の支援と比較すると、2つの特徴があります。1つ目は、障がいを受容していく過程を支えるというものです。障がいについての診断や指摘を受けた直後の家族の不安や混乱は相当なもので、家族支援という視点が特に重要な時期となります。2つ目の特徴が、進級や進学といった「移行」が連続する時期を支えるというものです。支援に携わる機関も多く、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野が関わり、さらに毎年のように中心となる支援者等が変化するのも、その特徴です。

ほかにも、子ども時代は、自己を確立する大事な時期で、丁寧に自己肯定感を育むことが、将来の生活へとつながっていきます。また、子ども時代に、障がいの有無にかかわらず、ともに過ごす環境を増やしていくことは、障がい児だけでなく、障がいのない子どもにとっても、その後の障がい者観等を育てていく上で、非常に重要で、共生社会の礎となります。

イ 天草市の現状

(ア) 保健、教育、福祉等での支援の充実

障がい児への支援は、第2章に示したとおり保健、教育、福祉等それぞれの分野で支援の充実を図ってきました。



福祉の分野では、障がい児（疑いを含む）の発達を専門的に支援する機関として、児童発達支援センター（地域療育センターを含む。以下「児童発達支援センター等」という。）の地域支援機能の強化を中心に、その量や質の向上を図ってきました。具体的には、児童発達支援センター等のスタッフが、市内の保育園や私立幼稚園を全園訪問し、障がい児の受け入れ体制の現状把握を行い体制整備のための助言を行いました。

また、障がい児相談支援事業所や障がい児通所支援事業所同士の横のつながりをつくるため、定期的な情報交換や研修の場の設置を支援することで、地域の障がい児相談支援事業所や障がい児通所支援事業所の全体の質の底上げが図られていく仕組みを構築しました。

（イ）家族支援

本市では、子どもへの直接的な支援は充実してきましたが、家族支援については十分に行われてきたとは言い難い状況です。実際、令和元年度に実施した「子どもの発達支援に関するニーズ調査」でも、「保護者同士の交流」や「保護者向けの研修」を望む声は多く、家族支援へのニーズが高い状況が伺えました。

本市で、これまで実施されてきた家族支援は、児童発達支援センター等による「親のつどい」や熊本県南部発達障がい者支援センターによる「保護者向け講座」、「ペアレントメンター²による支援活動」ですが、いずれも参加者等が少なく、保護者のニーズを満たすことはできていない状況でした。

そこで、令和3年度からは、発達支援の入口における家族支援として、「からだとことばを育てる遊び方教室」（巡回支援専門員整備事業）を始めました。本事業は、障がい児通所支援事業所のリハビリ関連の専門職や保健センターと連携し実施しています。

また、保護者向けの勉強の場として、児童発達支援センターや地域子育て支援センター等で「ペアレントプログラム³」を受講できる環境（巡回支援専門員整備事業）等も整えました。



（ウ）縦・横の連携

移行期（縦）の連携を強化するため、本市では学校教育課による特別支援教育総合推進事業が実施されています。その中で、特別支援教育コーディネーターの指名や園・校内委員会の設置など園や校内での支援体制の整備が進められてきました。また、個別の教育指導計画や教育支援計画による移行支援を推進し、地区コーディネーター会議等を通じて幼保小中高の移行を円滑に行うような体制整備も進められています。地区コーディネーター会議には、保健センターも参加し、保健分野と保育・教育間での縦・横の連携は強化されつつあります。

² ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者等から相談を受けたりする人。

³ ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知（子どもの行動の捉え方）を肯定的に修正すること」に焦点を当てる子育て支援プログラム。

しかし、これまでは福祉分野（障がい児相談支援や障がい児通所支援）との連携は不十分な状況でした。そこで、保健、保育、教育と福祉の連携を強化していくため、特別支援教育総合推進事業の中で、園や学校に対して障がい児相談支援や障がい児通所支援について説明を行ったり、研修の中で、各分野のスタッフが互いに意見交換を行う場を設定することで少しずつ連携を深めてきました。

さらに、小学校入学時の移行支援について、園と保健センターが中心的な支援機関としてその役割を担ってきましたが、平成 30 年度からは障がい児通所支援を利用している子どもについては、障がい児相談支援事業所の相談支援専門員もその支援機関の 1 つとして役割を担う体制を整備してきました。そのことで、障がい児相談支援や障がい児通所支援という福祉分野も加わった縦・横の連携が形作られつつあります。

また、本市では各分野の連携を支える基盤として療育体制会議や、それらを所管する行政関係 4 課による行政部会を定期的で開催しています。その協働の中で、教育と福祉に関する相談機関や制度をまとめたハンドブックの作成等も行ってきました。

ウ 今後の方向性

一般施策の中での障がい児支援をより一層充実させていくため、福祉分野としては、障がい児に対する発達支援の専門機関として、園や学校での支援をサポートしていく体制を強化していきます。具体的には保育所等訪問支援の指定事業所を増やしていきます。

また、家族支援については、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング⁴等を受講できる体制を拡充していくと同時に、ペアレントメンターによる支援活動を活性化させていきます。さらには障がい児通所支援事業所における家族支援も充実させていきます。

縦・横の連携については、行政部会や療育体制会議を継続しながら、福祉分野としては、サービス担当者会議等に保健、保育、教育分野等の参加を得ながら連携体制を強化していきます。さらに、学校卒業後、就労に向けての支援機関との連携についても強化していきます。

上記の体制を整備していく上では、次頁のように、障がい児支援に関する地域の中核機関である児童発達支援センターの更なる機能強化を図っていきます。

⁴ ペアレントトレーニングとは、保護者に、子どもの行動を観察し特徴を理解することや、発達障がいの特性を踏まえた接し方等を学んでいただき、その実践を通して、子どもの良いところを伸ばすことを目標とするプログラム。

■ 今後児童発達支援センターに期待される役割

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
重度の障がいや重複する障がいのある児童や、要支援・要保護児童等の様々な課題を抱える障がい児・家族に対し、必要な支援が提供できるよう、多様な専門職の配置等により幅広い高度な専門性を確保すること。
② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ⁵・コンサルテーション⁶機能
地域の障がい児通所支援事業所に対し、専門性の高い支援を必要とする障がい児（及び家族）の支援に関して、アセスメントや個別支援計画の作成、具体的支援方法等に関する専門的な助言を行うこと。
③ 地域のインクルージョン⁷推進の中核としての機能
地域におけるインクルーシブな子育て支援を推進するため、「保育所等訪問支援」として、保育園・幼稚園や放課後児童クラブ、児童養護施設等に対する障がい児（及び家族）の支援に関する専門的支援・助言を行うこと。
④ 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能
「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児（及び家族）に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすこと。

注）障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和3年10月20日）より一部抜粋。

⁵ スーパーバイズとは、指導者からの継続的な訓練や助言を通じて専門的なスキルを向上させること。スーパービジョンともいう。

⁶ コンサルテーションとは、異なる専門職の間で、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスのこと。

⁷ インクルージョンとは、障がいの有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができること。インクルーシブ、（社会的）包摂、包容ともいう。

(3) 地域での生活を選択できるサービス提供体制の整備

ア 本人の意思を尊重した地域生活の支援

共生社会を実現していくためには、「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしを希望する障がい者が、安心して地域生活を開始・継続できるような体制づくりを進めていく必要があります。

上記のような地域を実現していくため、国が推進している対策の1つが「地域生活支援拠点等の整備」です。地域生活支援拠点等の整備とは、希望する障がい者については入所施設や精神科病院からの退所・退院（地域移行）を進めるとともに、障がい者の地域生活に必要な居住支援のための5つの機能を地域の実情に応じて整備していくことです。

■居住支援のための5つの機能

① 相談
コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応
短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場の確保
地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的な人材の確保・養成
医療的ケアが必要な者や行動障がいをもつ者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり
コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

イ 天草市の現状

本市は県内の他市と比較すると施設入所している人が多く、重度障がい者等については施設入所を中心としたサービス提供体制となっていることが伺えます（図 36）。

障がい者の地域での生活を支えるため、入所施設や精神科病院等からの退所・退院を支援するサービス（地域移行支援）、地域生活が不安定な者等に対し、常時の相談体制を確保するサービス（地域定着支援）、障がい者の生活力等を補うため、適時のタイミングで支援を行うサービス（自立生活援助）が個別給付として実施されていますが、本市ではいずれのサービスも利用実績が少ないのが現状です（図 41）。

本市では、令和 2 年の自立支援協議会で、地域生活支援拠点等を面的整備型（建物としての拠点は置かず、既存の障がい福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する型）で整備していくことになりました。

令和 4 年 4 月 1 日現在、地域生活支援拠点等の届出をしている障がい福祉サービス事業所は 17 箇所、今後は、さらに多くの事業所等の協力を得ながら体制を強化していくことが必要です。

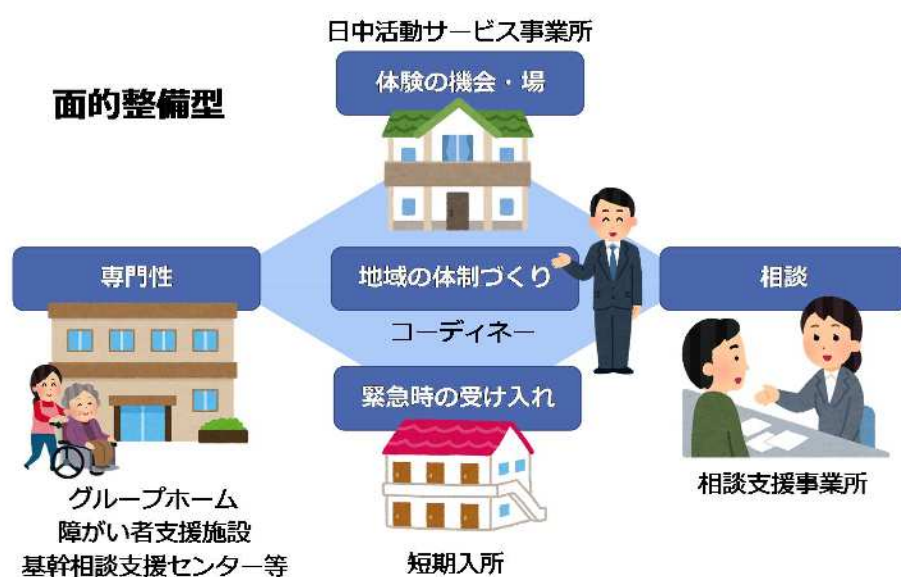


図 49 天草市の地域生活支援拠点等の整備手法

ウ 今後の方向性

地域生活支援拠点等整備について、本市では、まずは「緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備」をめざし、5 つの機能の中でも、「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」の体制整備を最優先課題として進めていきます。

その取組みの中で、地域生活支援拠点等の整備に関する施策の方向性等を関係者と共有し、特に、障がい者支援施設については、入所者を対象とするだけでなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活かし、施設の持っている様々な機能を地域で生活している障がい者が利用できるように、地域の重要な資源として活用を図りながら、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築していきます。

(4) 障がいに関する理解の推進と権利擁護

ア すべての基盤は障がいへの理解推進

共生社会においては、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を妨げている社会的障壁（差別）を取り除くことが重要ですが、現状は、まだまだ日常生活の様々な場面で、障がい者が社会的障壁（差別）を感じることも多いようです。

しかし、その原因は必ずしも偏見や蔑視だけが理由ではなく、障がい特性の誤解であったり、対処方法を知らないこと、財政的な理由等で障がい者の要望に応えられないこともあるようです。幼い頃からの教育や慣習などは、障がい者観の形成に少なからず影響を及ぼします。知らないものに対して警戒心や不信感を抱くことはよくあり、それが更なる距離や誤解を生む原因になったりします。

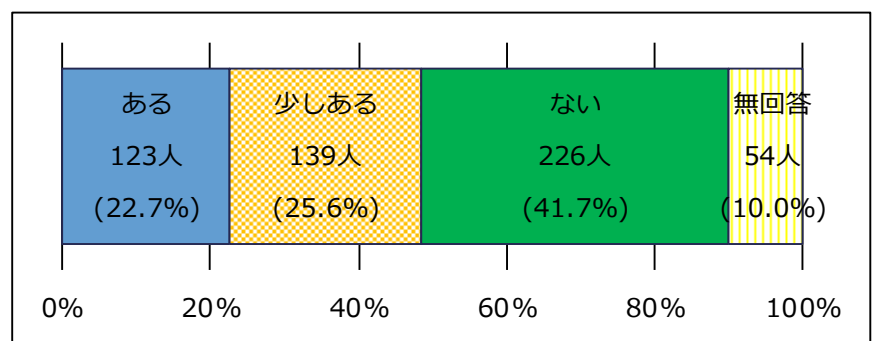
無知こそが差別を生み育てる最大の要因なのかもしれません。そのため、共生社会を実現していくためには、障がいや障がい者についての理解を深めていくことが最も重要な取組みの1つとなります。



イ 天草市の現状

(ア) 障がい者差別

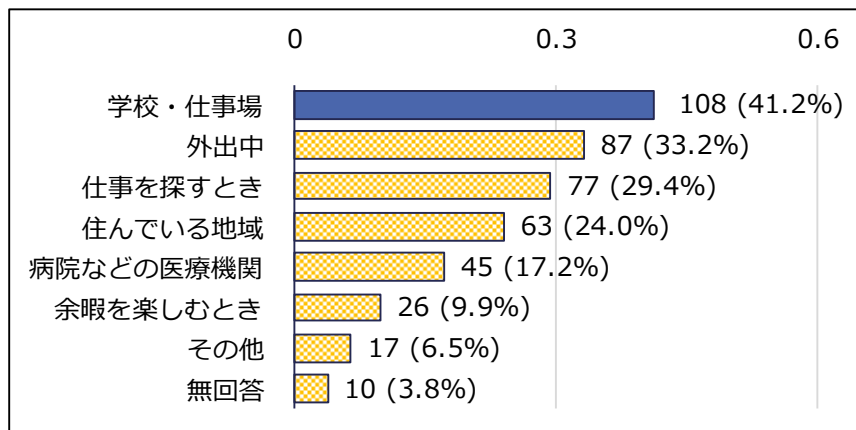
障がい者差別の現状について、障がい者の認識をみると、第6期障がい福祉計画策定時に障がい者手帳所持者を対象に実施した「福祉に関するアンケート」では、障がい者差別の経験が「ある」と回答した人と「少しある」と回答した人を合わせると48.3%で、約半数の人が「障がい者差別の経験がある」と回答しています。



データソース：福祉に関するアンケート結果（令和2年実施）

図 50 障がい者差別の経験の有無

また、障がい者差別の場所としては、「学校・仕事場」が 41.2%と最も多く、特別な場面のみではなく、日常の場面で差別を感じる人が多いようです。



データソース：福祉に関するアンケート結果（令和2年実施）

図 51 障がい者差別の場所

また、市民の側からの認識についてみると、「障がい者がどこで暮らしているのか知らない」、「普段、障がい者と接することがない」、「障がい者にどのように対応したらよいかわからない」という声があります。また、「障がいがあるということを開示してもらえればサポートしやすいのだけれど」と障がい者本人や家族の「障がいを知られたくない」という思いとの狭間で生じる距離もあるようです。

（イ）障がい者虐待

障がい者虐待は、障がい者の権利侵害の最たるものです。本市の障がい者虐待に関する相談件数は図 52、図 53 のとおり、非常に少ないのが現状です。これは、近年の相談の状況を見ると、障がい者虐待が少ないというよりも、障がい者虐待への認識が不十分で顕在化していない支援ニーズが多いためと考えられます。

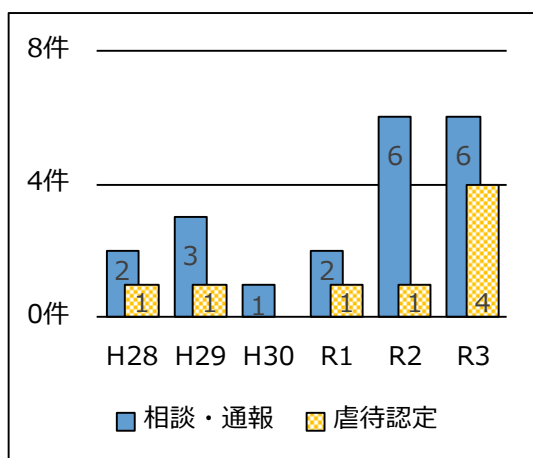


図 52 養護者による虐待に関する相談・通報及び虐待認定件数

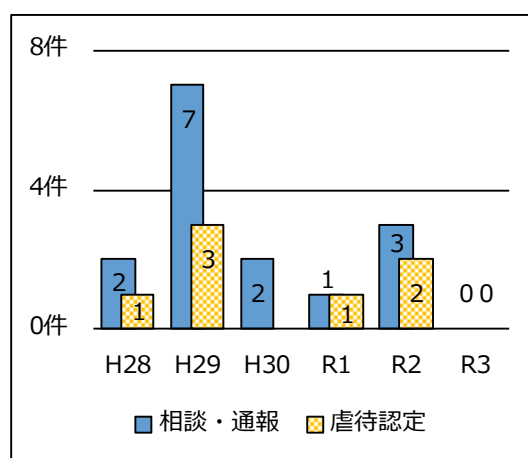


図 53 障がい者福祉施設従事者等による虐待に関する相談・通報及び虐待認定件数

近年、経済的虐待の相談件数が増加しています（令和３年度６件の相談中３件が経済的虐待の疑い）が、この背景には、障がい者を権利の主体、権利の所有者であるとの認識が不十分なために発生しているものも多いようです。

また、虐待の未然防止や早期発見等のためには、地域での見守りネットワークが重要ですが、「障がいを他人には知られたくない」という障がい者本人や家族の思いと個人情報保護の問題もあり、高齢者と比較すると、障がい者を地域で見守るという体制は十分構築されていないのも現状です。

ウ 今後の方向性

どのような対応が差別や虐待にあたるのか、権利の主体として障がい者の選択や自己決定を支えていくことの重要性、障がい者の権利を守るためにどのような制度が活用できるのか等について、周囲はもちろん障がい者本人やその家族への理解を深めていくことも必要です。

本市では、障がい者虐待については、市障がい者虐待防止センターを中心に体制整備を進めてきました。今後は、民生委員・児童委員や身体・知的障がい者相談員及び障がい福祉団体等に対して、障がい者虐待について積極的に周知をしていきます。

併せて、障がい者を身近で支援している相談支援専門員等の専門職についても高い見識を持っていただけるよう啓発を継続し、地域の見守りネットワークを強化していきます。さらに、障がい者差別解消の推進に向けて、以下の体制についても整備していきます。



（ア）障がい者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別解消法の中で市町村等は、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、地域協議会を設置できるとされています。

地域で生活する障がい者の活動は広範多岐にわたっており、様々なところで障がい者とその配慮等について相談や対話がなされています。しかし、その相談内容や対応方法等が集約

されていないため、窓口によって対応へのばらつきが生じていたり、地域における合理的配慮や建設的対話のレベルが上がらず、結果として、関係者の理解が進まず、同じような問題が繰り返されていることが予想されます。

今後は、本市でも障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別に関する相談事例や合理的配慮の好事例などを把握し、関係者で共有していきます。また、身体・知的障がい者相談員とともに障がい者の声を拾える体制を整備していきます。

障害者差別解消法に規定された合理的配慮は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、地域協議会を通じて、こうした取組みを広く社会に示すことにより、市民一人ひとりの、障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まり、障がい者との建設的対話による相互理解が促進されていくことが期待されます。



(イ) 障がい福祉団体活動の活性化支援

また、障がい福祉団体の多くは、「障がいの理解推進」を目的の1つとして活動しています。しかし、近年の活動状況をみると、会員同士の交流は行われているものの、一般市民との交流はあまり行われておらず、「障がいの理解推進」という活動目的は十分果たせていないのが現状です。また、団体への新規加入者も減少しており、障がい者本人や家族等当事者同士の交流も少なくなってきました。

そのような状況を踏まえ、本市では障がい福祉団体の活動を活性化させるため、団体との対話を重ね自発的活動支援事業を委託する等の取組みを実施してきました。結果、熊本県ろう者福祉協会天草支部においては、手話を一般市民の方に広めるためのツールを作成されました。障がい者本人による発信力は大きく、県内外からの問い合わせも多く注目を集めています。

今後も、障がい者本人やその家族自身の活動を支援し、自発的活動支援事業の受託団体を増加させていくことで、障がい者本人やその家族による「障がいへの理解推進」に関する活動を進めていきます。また、同時に、当事者同士の交流も増加させ、障がい者が地域で孤立しないような地域もめざしていきます。



(5) 障がい者の働く場の拡充

ア 社会参加の 1 つの形「就労」

障がい者の社会参加の 1 つの形として就労があります。また、障がい者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することも重要です。障がい者が働く場としては、企業や官公庁で働く「一般就労」と障がい福祉サービス事業所で働く「福祉的就労」があります。さらに、障がい者の就労支援は、雇用施策と福祉施策がそれぞれの政策体系を持ちつつ、連携を図りながら進められています。

福祉施策においては、障害者自立支援法施行以降、障がい者がもっと「働ける社会」をめざして、福祉施策の中だけではなく、一般就労への移行や定着を目的とした事業を創設するなど、働く意欲のある障がい者が企業等でも働けるように体制整備が図られてきました。

障がい者の就労意欲が高まっている中で、その希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍できること、障がい者とともに働くことが当たり前の社会を実現していくためには、雇用施策と福祉施策それぞれの充実とともに、双方の連携をより一層強化していくことが重要です。



イ 天草市の現状

先述したとおり、一般就労している人数も就労継続支援事業利用者数も年々増加しています。令和 4 年 3 月末現在、本市で把握している「働く障がい者」は、民間企業（障がい者雇用枠）で 138 人、天草市や天草市病院事業部で 27 人、就労継続支援事業所で 319 人の合計 484 人で、18 歳以上 65 歳未満の障がい者手帳所持者数（1, 875 人）の 25. 8%になります。

また、一般就労を支援する機関の連携強化を進める場として、障がい者就業・生活支援センターが主催し、ハローワークや支援学校、就労移行支援事業所等が参加する「ネットワーク会議」が開催されています。また、福祉的就労を支援する機関の連携強化を進める場として、令和 3 年度より自立支援協議会の体制見直しの中で就労系障がい福祉サービス事業所等による「天草就労支援施設協議会」が組織され、活動を開始したところです。

ウ 今後の方向性

令和 3 年 12 月にまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて中間整理」では、障がい者本人のニーズを踏まえた上での一般就労の実現や適切なサービス提供等がなされるよう、就労系障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者へのアセスメントの制度化が検討されています。また、雇用・福祉施策の連携強化等のため、雇用・福祉両分野の基礎的な知識等を分野横断的に付与する研修体系の見直しや障がい者就業・生活支援センターの機能強化（就労定着支援事業の実施や地域の支援機関に対するスーパーバイズなど基幹型の機能も担う地域の拠点としての体制整備）など、雇用と福祉の両面から地域における支援の質の向上を図る方策が検討されています。

本市でも、第 6 期障がい福祉計画に基づき、福祉施設等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護を行う事業）から一般就労へ移行する者を増加させることを成果目標の 1 つとし取組みを進めているところです。今後は、一般就労と福祉的就労双方の支援機関のネットワークをつないでいくことで、雇用施策と障がい福祉施策の連携強化を図り、福祉施設等から一般就労への移行を促進していきます。

第 2 節 各種施策の具体的な取組み

1. 日々の暮らしの基盤づくり

(1) 必要な情報を届けるための相談支援体制の機能強化

障がい者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制が不可欠です。

今後は、地域障がい相談支援センターを中心に、複合的なニーズをもった方へも対応できるよう他分野の相談機関との連携をさらに強化していきます。また、地域の相談支援専門員のスキルアップやバックアップ体制を整え、相談支援を行う人材の育成を行い、障がい者の意思を尊重し、その決定を支えられる相談支援体制を整備していきます。

さらに、関係機関等との有機的な連携を強化し、自立支援協議会において地域課題の解決に取り組んでいきます。

総合的・専門的な相談支援体制の機能強化
関連する取組み
■ 障がい者相談支援事業（自立支援協議会を含む）
■ 基幹相談支援センター等機能強化事業
■ 住宅入居等支援事業

適切なサービス利用を支える相談支援体制の充実
関連する取組み
■ 計画相談支援
■ 障がい児相談支援

目標	R3	R11
障がい者相談支援事業 相談者数（実人員）	237 人	300 人

(2) 必要な情報を届けるための情報のアクセシビリティ⁸の向上

障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることやコミュニケーション手段を充実させることが重要です。これまで、障害者基本法に基づき様々な施策が講じられてきましたが、より一層施策を推進していくため、令和4年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。同法では、市町村等に対して、情報通信機器の提供に対する助成や情報提供の実施、意思疎通支援者の確保や資質の向上等の措置を講ずることとしています。

本市では、日常生活用具給付事業の対象機器として市独自に人工内耳音声信号処理装置や暗所視支援眼鏡を給付する等、情報のアクセシビリティの向上のための取組みを実施しています。今後は、より一層情報のアクセシビリティの向上を図るため、関連制度の周知とともに、意思疎通支援者の確保に努めていきます。

情報通信機器の普及促進
関連する取組み
■ 補装具（補聴器）
■ 日常生活用具給付事業（人工内耳音声信号処理装置や暗所視支援眼鏡を追加）
■ 難聴児補聴器給付事業

意思疎通支援者の確保
関連する取組み
■ 意思疎通支援事業（遠隔手話通訳サービスを含む）
■ 手話奉仕員養成研修事業

目標	R3	R11
手話奉仕員（各年度養成者数）	11人	15人

⁸ アクセシビリティとは、近づきやすさ、利用のしやすさと訳される言葉。

(3) ともに育つ・ともに学ぶ環境づくり

障がい児に対する支援については、すべての子どもを対象とする一般施策における障がい児への対応と障がい児を対象とする専門施策に大別されます。

今後は、一般施策と専門施策それぞれの施策の充実とともに、相互の施策間の連携、ライフステージ間の円滑な移行の推進、障がい児本人だけではなくその家族への支援の充実、さらに医療的ケア児等の環境整備を推進していくため、関係 4 課での情報共有や課題解決に向けた検討を継続していきます。

療育体制の整備
関連する取組み
■ 障がい児通所支援
■ 巡回支援専門員整備事業
■ 療育体制会議

家族支援の充実
関連する取組み
■ 巡回支援専門員整備事業（ペアレントトレーニング等支援プログラムの実施等）

医療的ケア児等の支援体制の整備
関連する取組み
■ 医療的ケア児支援体制会議

目標	R3	R11
保育所等訪問支援 事業所数	3 箇所	5 箇所
ペアレントトレーニング 実施回数	0 回	1 回
医療的ケア児コーディネーター 配置事業所数	0 箇所	4 箇所

(4) 地域での生活を選択できるサービス提供体制の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えながら、地域生活を希望する者が地域での暮らしを開始・継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していく必要があります。

ハード面では、多くのサービス種別において提供体制が整ってきています。今後は、地域での生活を支えるために、施設サービスの再構築やソフト面（人材や技術・意識など）の体制整備を進めながら、地域生活を中心としたサービス提供体制を充実させていきます。

地域移行を支える体制の整備
関連する取組み
■ 地域生活支援拠点等整備事業
■ 地域相談支援（地域定着支援・地域移行支援）
■ 地域安心生活支援事業
■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

効率・効果的な介護給付等の提供
関連する取組み
■ 介護給付・訓練等給付
■ 介護給付等支給決定事務
■ 障がい支援区分認定等事務
■ 在宅障がい者福祉サービス施設通所等支援事業
■ 日中一時支援事業
■ 訪問入浴事業
■ 補装具
■ 地域活動支援センター事業
■ 自動車運転免許取得費用・改造助成事業

目標	R3	R11
地域生活支援拠点等届出 事業所数	17 箇所	25 箇所
地域相談支援 事業所数	2 箇所	4 箇所

(5) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

障がい者のための医療の充実は、障がいの軽減を図り、障がい者の自立を促進するために不可欠です。今後は、自立支援医療のデータを分析し、障がい等の予防活動へとつなげていくため健康増進課とデータの共有を図っていきます。

障がい者に対する医療の充実
関連する取組み
■ 自立支援医療／療養介護医療
■ 重度心身障がい者医療費助成事業

(6) 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進するため、住宅改造や用具の給付等の制度周知に努めていきます。

住宅のバリアフリー化の推進
関連する取組み
■ 日常生活用具給付等事業
■ 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
■ 重度障がい者住宅改造助成事業

(7) 生活の安定と経済的自立の確保

障がい者に対する所得保障は、障がい者の経済的自立を図る上で重要です。各種手当についても制度周知に努めていきます。

各種手当等による所得保障
関連する取組み
■ 特別障がい者手当・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当
■ 在宅障がい者介護者手当

2. 障がい者に対する理解を深めるための基盤づくり

(1) 障がいに関する理解の推進

障害基本法では、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、「障がい者週間」（毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日）が設定されています。

今後は、「障がい者週間」をはじめとし、行政、障がい福祉団体、民間団体等、多様な主体が連携して幅広い広報・啓発活動を計画的に実施していくよう支援していきます。また、障がい福祉団体の活動支援を継続することで、障がい福祉団体による主体的な啓発活動を充実させていきます。さらには、新たなピアサポートグループの育成等を支援しながら、そのグループによる啓発活動等を支援していきます。

障がいに関する理解の推進
関連する取組み
■ 理解促進研修・啓発事業
■ 自発的活動支援事業

目標	R3	R11
障がい者週間関連イベントへの参加者数	724 人	1, 000 人
自発的活動支援受託団体数	3 団体	4 団体
障がい福祉団体	8 団体	10 団体

(2) 権利擁護

今後、改正障害者差別解消法が施行され、事業者へも合理的配慮の提供が義務化されるため、事業所への啓発活動についても取り組んでいきます。

障がい者差別解消の推進
関連する取組み
■ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成
■ 障がい者差別解消支援地域協議会

目標	R3	R11
障がい者差別解消支援地域協議会	未設置	設置

市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、啓発活動と地域での見守りネットワークを強化していきます。

障がい者虐待の防止
関連する取組み
■ 市虐待防止センター、障がい者虐待防止対策協議会

目標	R3	R11
養護者虐待に関する相談・通報件数	6 件	15 件
障がい者虐待に関する啓発回数	1 回	3 回

3. 社会参加に向けた基盤づくり

(1) 障がい者の働く場の拡充

福祉施設から一般就労への移行を推進するために、福祉施策と雇用施策それぞれの分野の支援機関の連携を、自立支援協議会等の内容を充実させることで強化していきます。

福祉施設から一般就労への移行促進
関連する取組み
■ 福祉施設から一般就労への移行促進

目標	R3	R11
福祉施設から一般就労への移行者数	6 人	15 人

(2) 障がい者の工賃向上

「天草市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を定め、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進していきます。障がい者就労施設の製品販売スペースとして庁舎フロアの提供、その他、市主催のイベントで販売スペースを提供していきます。

さらに、地域の事業所における工賃向上に向けた取組みが円滑に進むように、自立支援協議会等を活用した積極的な支援を行います。

障がい者の工賃向上
関連する取組み
■ 障がい福祉施設優先調達の推進

目標	R3	R11
優先調達の金額	24, 075, 719 円	26, 400, 000 円

(3) 余暇活動の充実

自らの意志で選択してあえて足を踏み入れる場、余暇を過ごす場を「自宅」や「学校・職場」と区別して「サードプレイス（第3の場）」と捉える考え方があります。「サードプレイス（第3の場）」で余暇を過ごすことで、多くの人は、その時間に生きがいを感じ、近所や仕事では得られない知識・体験、人間関係、自分の人生で生かせるものを得ています。

本市でも、各施設のバリアフリー化、スポーツをする機会の確保、文化芸術活動、読書等を行うための環境整備等、余暇活動を充実させるための環境整備を各分野別計画等の中で進めてきました。しかし、障がい者からは、以前として「自宅」と「学校・職場・事業所」の行き来が主で、余暇活動の場が不足しているという声が聞かれます。

今後も、人生をより豊かにするサードプレイスやそこへのアクセスを円滑にするための環境整備について他課と連携しながら進めていきます。

余暇活動を充実させるための環境整備
関連する取組み
■ 公共施設利用料の減免推進
■ ミライロ ID（障がい者手帳アプリ）の活用推進
■ 移動支援事業

目標	R3	R11
ミライロ ID（障がい者手帳アプリ）利用可能施設数	0 箇所	10 箇所

第 4 章 計画の推進体制

1. 計画の周知

市民や関係団体、サービス提供事業所等へ、ホームページのほか、自立支援協議会をはじめとする各種会議体や地域の会合等の機会を捉え、本計画の周知を図ります

2. 計画の推進

本計画の推進に当たっては、市民や関係団体、サービス提供事業所など、様々な主体と協働・連携を図り、効果的・効率的な施策の推進をめざします。

また、庁内においては、保健、医療、福祉等の施策を担う部署のみでなく、生活全般に関わる多数の部署と連携しながら、共生社会の実現をめざしていきます。

3. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、「天草市地域福祉計画等策定審議会」にて行います。毎年、各施策の点検・評価を行いながら、次年度の取組みや次期計画へ反映していきます。

天草市地域福祉計画等策定審議会委員

◎会長・○副会長 順不同・敬称略

所属機関名		氏名
天草市まちづくり協議会連絡会	◎	中川 竹治
天草市民生委員児童委員協議会連合会		倉田 精一（～令和４年１１月） 片白 健次（令和５年１月～）
一般社団法人天草郡市医師会	○	木山 茂
天草郡市歯科医師会		山本 源治
天草公共職業安定所		岩崎 賢哉
熊本県天草保健所		緒方 敬子
本渡地域代表行政区長会		山下 司（～令和４年６月） 松本 英二（令和４年７月～）
天草市保育所連盟		三宅 由利子
熊本県立天草支援学校		茶園 浩志
地域包括支援センター		佐々木 美津子
あまくさ生活相談支援センター		馬田 邦彦
天草市ボランティア連絡協議会		田中 隆光
天草地区特別養護老人ホーム連絡協議会		前田 たかね
天草地域自立支援協議会		長山 直仁
地域福祉推進委員		谷山 二亮
天草市老人クラブ連合会		森山 慶孝
公益社団法人天草法人会		横山 英生
天草市食生活改善推進協議会		斉藤 千鶴子

天草市地域福祉計画等検討会議

機関名	部名	課名	係名
天草市	健康福祉部	健康福祉政策課	健康福祉政策係
		福祉課	障がい福祉係、生活支援２係
		子育て支援課	子育て支援係、子ども福祉係、子ども相談係
		高齢者支援課	高齢者福祉係、地域支援係
		健康増進課	健康増進係
	総務部	防災危機管理課	防災危機管理係
	地域振興部	まちづくり支援課	まちづくり係
		男女共同参画課	男女共同参画係
		スポーツ振興課	スポーツ振興係
	市民生活部	国保年金課	高齢者医療年金係
	教育部	生涯学習課	生涯学習推進係
	天草市社会福祉協議会	福祉のまちづくり課	地域福祉係、生活支援係

第 4 期 天草市障がい者計画

令和 5 年 3 月発行

発行：天草市

編集：天草市 健康福祉部 福祉課

〒863－8631 天草市東浜町 8 番 1 号

電話：(0969) 32－6071

FAX：(0969) 22－0577

e-mail:shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp